

土 木 環 境 委 員 会 記 録  
＜ 第 4 号 ＞

平成29年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成29年3月21日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

## 土木環境委員会記録<第4号>

---

### 開会の日時

年月日 平成29年3月21日 火曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後6時42分

---

### 場 所

第3委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第11号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例
- 2 乙第12号議案 沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例
- 3 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 4 乙第16号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 5 乙第17号議案 財産の取得について
- 6 乙第18号議案 財産の取得について
- 7 乙第22号議案 訴えの提起について
- 8 乙第24号議案 県道の路線の認定及び廃止について
- 9 乙第25号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負  
担金の徴収について
- 10 乙第26号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての  
議決内容の一部変更について
- 11 陳情平成28年第31号、同第32号、同第41号、同第44号、同第45号の4、同  
第46号、同第56号、同第57号、同第59号、同第64号、同第65号、同第75号、  
同第76号、同第84号、同第88号、同第89号の4、同第106号、同第107号、同  
第115号、同第134号、同第135号、同第145号、同第156号、同第160号、同第

169号、陳情第3号の4、第8号、第9号、第11号、第12号の2、第20号の3、第21号、第29号及び第30号  
 12 閉会中継続審査・調査について

---

出席委員

委員長	新垣清涼君
副委員長	照屋大河君
委員	座波一君
委員	具志堅透君
委員	翁長政俊君
委員	仲村未央さん
委員	崎山嗣幸君
委員	上原正次君
委員	赤嶺昇君
委員	嘉陽宗儀君
委員	糸洲朝則君
委員	座喜味一幸君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部長	宮城理君
建築都市統括監	豊岡正広君
技術・建設業課長	津嘉山司君
道路街路課長	古堅孝君
道路管理課長	小橋川透君

河	川	課	長	照	屋	寛	志	君
海	岸	防	災	課	長	永	山	正
港	湾	課	長	我那	霸	生	雄	君
空	港	課	長	與	那	霸	聰	君
下	水	道	課	長	金	城	光	祐
建	築	指	導	課	長	立	津	さとみ
住	宅	課	長	佐	久	川	尚	君
住	宅	課	副	参	事	比	屋	根
環	境	部	長	大	浜	浩	志	君
環	境	部	参	事	謝	名	堂	聰
環	境	整	備	課	長	松	田	了
自	然	保	護	課	長	金	城	賢

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第11号議案及び乙第12号議案、乙第15号議案から乙第18号議案まで、乙第22号議案及び乙第24号議案から乙第26号議案までの10件、陳情平成28年第31号外33件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長及び土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第11号議案沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 お手元の配付資料1、議案説明資料「土木環境委員会」により、御説明いたします。

1ページをごらんください。

乙第11号議案沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、国の空港管理規則及び危険物の規制に関する規則が改正されたことを踏まえ、航空機の給油作業等における静電気対策としての航空機及び給油車のそれぞれの接地に係る規定を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○與那覇聰空港課長 お手元の配付資料2の1により、御説明いたします。

1 ページをごらんください。

提出議案の概要について、御説明いたします。

航空機の給油作業における静電気事故を防止するための安全措置として、現行は給油ホースを航空機に接続する前に、給油車のグラウンドアースを実施し、その次に給油車と航空機をアースワイヤで接続するボンディングの順序でアース作業を実施しております。

今般、国際動向や航空会社などからの要望を踏まえ、国土交通省と消防庁で検討を行い、航空機と給油車のボンディングが行われていれば、給油時の静電気対策として安全性に問題ないことが確認されたことから、給油車のグラウンドアースに係る規定を削除する改正を行うものであります。

条例改正の施行日は、平成29年4月1日としております。

2 ページをごらんください。

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の新旧対照表となります。

条例第7条第5号の航空機及び給油装置または廃油装置をそれぞれ電位ゼロ以外の地点に接地して給油または廃油を行うことを定める条文を削除しております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び空港課長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 少し文言の解説をお願いします。ボンディングを行えばいいという改正になっていますが、ボンディングとは何ですか。路面につながってあればいいということですか。

○與那覇聰空港課長 現行は、給油車両を地面に設置してアースをとっているのですが、改正案では給油車両と航空機がボンディングという形でアースワイヤで接続されている状況であれば、特に給油車から地面にアースをとる必要はないということです。

○具志堅透委員 そのボンディングという意味がわからないので、詳しくお願いします。

○與那覇聰空港課長 給油車両と航空機をアースワイヤでつなぐということです。航空機を給油車両につなぐということは、両者の電位差をゼロにするということで、電位差がなければ電流が流れないということになります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 世界基準はそうなっているのですか。

○與那覇聰空港課長 他国では既にそういう形で運用されておりまして、国内のほうが少しおくれておりました。今回、消防庁と国土交通省で検討を行った結果、特に安全性に問題がないことがわかったということで改正しております。

○翁長政俊委員 他国と日本の歴史的な差は随分あったのですか。世界基準では数十年前に運用されていて、日本がおくれていたのですか。これはサイエンスの知見でしょう。これをなぜ今まで放置していたのかが理解できないので、教えてください。

○與那覇聰空港課長 他国では2012年にそういう形で運用されているようです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 私もよくわからなくて頭が混乱しそうなのですが、給油するスピードはそれぞれ幾らですか。これは空中給油でしょう。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、空港課長から空中給油ではなく地上での給油である旨の説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 航空会社から要請があったというのは、彼らにとって何が不都合だったのですか。

○與那覇聰空港課長 これまでは給油車両から地面にアースをとって、ボンディングをして給油をする手順だったのですが、給油車両の地面へのアース作業を省くことができます。

○座喜味一幸委員 こういう要請等が上がっていたというのは何かの不都合があったと思うのですが、例えば、駐機時間と駐機料の関係や、飛行機のおくれの回復等々に相当な意味があるから要請があって、こういう制度改正になったということではないですか。

○與那覇聰空港課長 作業時間的にはそんなに手間のかかることではないと思うのですが、各国でそういう形で運用されているという状況も踏まえて、航空会社としては他国とも整合をとったほうが良いということもあったと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の2ページをごらんください。

乙第12号議案沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例について御説明

いたします。

本議案は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、沖縄県文教地区建築条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、那覇市、宮古島市及び石垣市と権限移譲の協議が整ったことから、条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

**○立津さとみ建築指導課長** お手元の配付資料2の2により、御説明いたします。

1 ページをごらんください。

まず、沖縄県文教地区建築条例の概要について御説明いたします。

文教地区とは都市計画法で定める特別用途地区の一つであり、用途規制のイメージ図にありますように、教育施設や文化施設の周辺を対象に市町村の都市計画で地区を指定し、条例により、教育・文化活動をする上の環境悪化をもたらすような施設の建築を制限しております。規制を受ける用途については、知事が文教上の目的を害するおそれがないと認めた場合など、特例許可により建築が可能となります。

次に、条例改正の概要について御説明いたします。条例に基づく文教地区内の建築制限に係る許可に関する知事の権限事務について、権限移譲の協議の整った那覇市、宮古島市及び石垣市の3市が処理することとする改正となっております。

権限を移譲する理由としては、地域のまちづくりの主体は市であること、権限移譲することで、事務手続の効率化・円滑化及び住民サービスの向上が図られることとあります。

また、条例の改正の施行日は平成29年4月1日としております。

次に、条例の改正案について新旧対照表で御説明いたします。

2 ページをごらんください。

まず、改正案の第4条（事務処理の特例）において、条例に基づく事務のうち文教地区内の建築許可に関する事務について、那覇市、宮古島市及び石垣市が処理することを規定した条文を新設しております。

そのほかに、文言の整理を行っております。

現行の第5条は条ずれし第6条とし、見出しとして（両罰規定）を追加し、同条中「あつた」を「あった」に改めております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。



○新垣清涼委員長 土木建築部長及び建築指導課長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 沖縄県内に各都市計画地域があるわけですが、文教地区の指定地域は全県的にあるのですか。

○立津さとみ建築指導課長 文教地区の指定状況につきましては、現在、那覇市、沖縄市、宮古島市及び石垣市の4市で、計41地区が指定されております。那覇市が23地区、沖縄市が14地区、宮古島市が2地区、石垣市が2地区、計4市で41地区の指定がされております。

○座波一委員 学校周辺をいい環境に保つ意味での指定ということからいうと、その地域以外にも必要と思われる地域があると思います。そういうところはどうなっていますか。

○立津さとみ建築指導課長 4市以外の指定がなぜないのかという御質疑だと思いますが、沖縄県文教地区建築条例の前身である文教地区建築規制が昭和33年に制定されております。当時、急速に都市化が進んでいました那覇市が昭和34年に、沖縄市—旧コザ市が昭和36年に地区の指定がされております。その後、昭和41年には宮古島市、昭和50年に石垣市で文教地区の指定がありました。文教地区の建築規制はさまざまな店舗の立地が可能な商業系の用途地区において、より有効でございます。ですから、商業系用途地区を多く有する4市が地区指定をしてきた経緯があると考えております。また、昭和55年には地域の実情により合ったきめ細かな規制が可能となる地区計画制度が創設されておまして、現在はこの地区計画によるまちづくりが主流となっております。県内では、現在、この4市を含む18の市町村で、地区計画によるまちづくりが行われているところでございます。

○座波一委員 商業地域を対象にしたところが多いということですが、商業地域にかかわらず、昨今は土地が大分狭隘化していることもありますし、土地の

商業化需要の高いところが中部地域にもありまして、学校環境の保全という意味では、この地域のみで対象となっているということも今後、考えなければいけないのではないかと思います。そういうことも視野に入れているのでしょうか。

**○立津さとみ建築指導課長** まず、文教地区の指定そのものはそれぞれの市町村の都市計画において決定されておりますので、地域の状況に応じて、それぞれの市町村が文教地区のあり方を見直すということもあるかと思えます。

**○座波一委員** 今回、この条例が提案されたということは、文教地区内において具体的にホテル等を建てる予定があるのですか。

**○立津さとみ建築指導課長** これまでの許可実績の中では、主に那覇市でホテルの許可の実績等がございます。

**○座波一委員** 今回の提案に至ったというのは、そういう予定があるから提案をされているのかという質疑です。

**○立津さとみ建築指導課長** 特に許可があるからということで、今回の条例の改正の要望ということではございません。

**○座波一委員** 権限移譲ではありますが、ホテルの需要が非常に高まってきていますので、市町村の判断にはなりますが、文教地区指定の意義を失わないように指導をしていかなければいけないと思います。

**○新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。  
糸洲朝則委員。

**○糸洲朝則委員** 条例の趣旨が、知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議の整った那覇市、宮古島市及び石垣市が処理することとする改正ということですが、那覇市、宮古島市及び石垣市については知事の権限を移譲して差し支えないと。平たく言えばそういうことだと思っておりますが、具体的にどの部分の権限を移譲するのかについて説明をお願いします。

**○立津さとみ建築指導課長** 移譲する内容は、文教地区の中では一定の用途の

建築物に対しては規制をかけておりますが、その場合は知事が、あるいは権限移譲した場合はそれぞれの市が、文教地区の文教の目的を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認め、その用途の立地を許可するという内容について権限を移譲するものでございます。

○糸洲朝則委員 那覇市は特定行政庁があるので、自前で建築確認申請の事務処理ができるので問題はないと思いますが、宮古島市や石垣市は県土木事務所を通してのことになると思います。この辺はどう考えたらよろしいですか。

○立津さとみ建築指導課長 県では、許可事務について手続の方法や用途別の許可の方針、これまでの許可事例などを整理して要領を作成しております。県の要領を参考にいただき、各市の判断で許可事務を行うこととなります。また、権限移譲後も県及び各市間との連携体制を整え、判断についての相談、指導、助言、情報の共有などには努めていきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 那覇市は自前でできるので理解できます。宮古島市や石垣市は県の土木事務所で申請・許可を行うわけでしょう。ですから、県の範疇を出ません。宮古島市、石垣市はどういう形で直接許可を出すのですか。

○立津さとみ建築指導課長 これにつきましては、それぞれの市に許可の申請書を提出していただき、市限りで許可を行うということになります。

○糸洲朝則委員 例えば、宮古土木事務所に申請をする前に宮古島市に協議機関があって、そこにホテルなどの建築をしたいが、そこは文教地区に指定されていると。この場合、従来であれば消防、あるいは地元の同意をもらって宮古土木事務所に持っていけば、そこで申請し、許可の確認業務が行われていると思うのですが、宮古土木事務所、八重山土木事務所に出す前にそれぞれの市の協議機関で諮って、その後に申請をすることになるのですか。

○豊岡正広建築都市統括監 建築確認は特定行政庁という形で、委員のおっしゃるように、那覇市や浦添市、宜野湾市など一宮古島市については建築主事は置いていないので、土木事務所等で建築確認を行っております。許可については、権限移譲した後は宮古島市が許可をして、建築確認に際しては建築基準関連規定として許可書を添付して土木事務所に確認するというものです。今回、権限移譲をする最大の意味は、まちづくりや都市計画は市町村が主体で行うべ

きですし、その用途全般が商業であって文教地区を指定したのも市町村であるわけなので、そこに本来的にはできないような建物—例えば、ホテルや旅館、風俗営業関係などについて、場合によっては、地区のへりにあるときなどにどうするかというのは市町村に任せたほうが、より主体的なまちづくりができるであろうということが最大の意味合いということでの権限移譲でございます。

**○糸洲朝則委員** 協議機関があるわけですね。ですから、宮古島市や石垣市では、そこで協議をしてホテルなどであれば問題ないという判断のもとに申請するということだと思いますが、その協議機関はどういった方たちで構成されているのですか。結局、那覇市も宮古島市も石垣市も協議機関があるから権限移譲しましょうということですね。

**○立津さとみ建築指導課長** 協議の件でございますが、これは地方自治法第252条の17の2第2項で、権限移譲をするときには県と移譲先の市と協議をしないということがございますので、そういった意味での協議でございます。ですから、那覇市、宮古島市、石垣市については地方自治法の規定により権限移譲することの協議が整ったという趣旨でございます。個々の許認可における個別の協議の機関ということではございません。

**○糸洲朝則委員** この3市については地区協議会のようなものができているということですか。今は文教地区の指定ですが、中には風致地区もありますし、文化財保護なども出てくるわけですね。ですから、その市町村がまちづくりの地区計画をつくるということは理解できますが、そういったものがしっかりしているから皆さんで判断してくださいということだと理解していいですか。

**○立津さとみ建築指導課長** それぞれの市につきましては、那覇市は特定行政庁でございますし、石垣市、宮古島市につきましても、地区計画の建築条例をそれぞれの市で持っております。地区計画は用途のみならず、建物の高さや敷地の面積など、そういったより細かい規定についても条例に基づき審査されておりますので、文教地区についても特に問題はないものと考えております。

**○糸洲朝則委員** そうであれば、残りの18市町村にも権限移譲ができるような体制づくり—つまり、地区計画を推進していく、あるいは、皆さんが指導していくということ等も考えていますか。

○立津さとみ建築指導課長 18市町村というのは地区計画を持っている市町村で、文教地区につきましては県内で4市ございますので、残りの1市につきましても、その件に関して引き続き御理解をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

○糸洲朝則委員 残り1市というのは沖縄市ですか。

○立津さとみ建築指導課長 はい。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

○仲村未央委員 従来、知事が許可をした実績はどれぐらいあったのですか。

○立津さとみ建築指導課長 過去10年間の許可の実績で申しますと、11件ございます。

○仲村未央委員 それでは、年間1件ぐらいですか。

○立津さとみ建築指導課長 これまでは大体そういったペースでございましたが、平成28年に入ってからには特にホテルについての御相談が多くございまして、6件の実績がございます。

○仲村未央委員 現行のシステムと権限移譲後のシステムを見ると、物すごく合理的になりますよね。今までは何だったのかというぐらい、市町村を通して、土木事務所を通して、県本庁を通してというやりとりをしていたものを、一発で市町村と申請者という関係に縮めるわけで、申請者にとっては煩雑さもクリアされて期間も短くなるという感じはしますが、特に問題はないのですか。

○宮城理土木建築部長 地区計画もしかり、今回の文教地区もしかりなのですが、まず、まちづくりの主体がその地域でどういう将来像を描くのかということは、当然ながら市町村が主体で決めるべきことであるという前提がございます。一般論からすると、地区計画等を定めた場合、その条例は市町村で定めて規制をするというのが通常の流れで、手続も全て市町村どまりになっております。ただ、今回の文教地区だけは復帰前に那覇市からの強い要望があつて規制

を始めたという経緯があり、昭和47年に復帰をする時点で、本来であればそれぞれの市町村で条例をつくって規制をしていただくということがベストだったのかもしれませんが、当時は沖縄県で条例を定めて沖縄県で規制し許認可をするという流れがございました。ですから、今回のような形で市町村が規制と許可をセットで行うということが、本来、あるべき姿だと思っております。我々は市町村に対しても条例を早目につくっていただくという指導もしながら、文教地区建築条例については時間がかかるということなので、権限自体を先行して移譲するという流れで進めております。できる限り住民サービスを迅速に行うという意味からも非常に有効なことではないかと考えております。

○仲村未央委員 沖縄市の協議が整わないというのは、なぜですか。

○宮城理土木建築部長 沖縄市も文教地区として指定はされているのですが、過去10年間で沖縄市には許可の申請自体がありません。沖縄市としては緊急的なものがないということですが、引き続き調整をしていかないといけないと思っております。

○仲村未央委員 この権限移譲に関しては、何か財源的な移転も伴いますか。

○立津さとみ建築指導課長 市町村にそういった財源の必要なものはございません。ただ、県からは権限移譲に対して交付金を交付する予定でございます。

○仲村未央委員 幾らですか。

○立津さとみ建築指導課長 沖縄県の建築確認申請等の市町村事務取扱交付金要綱の中で、取り扱い件数当たり8000円の交付を予定しております。

○仲村未央委員 こういった形で権限移譲によってかなり事務量が減ったり、合理化、簡素化されて非常にサービスが上がるという例は幾らもあると思いますが、このあたりの権限移譲のタイミングや、県が持っている事務をなるべく身近な自治体に移していく作業はかなり進んでいるのですか。例えば、土木建築部で言うと、本来は権限移譲すべき権限をまだまだ持っていて、市町村との協議は断続的に頻繁にあるような状況ですか。

○宮城理土木建築部長 地方自治法に基づく権限移譲は、毎年、市町村と意見

交換をしながら要望を確認し、市町村にもそれなりのメリットも説明しながら進めているところでございます。おおむね権限移譲は進んでいるものだという理解はございますが、まだ残っているものもありますので、引き続き、このあたりの調整は進めさせていただきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 他府県では、本来あるべき姿として市町村が持っている権限ですか。

○立津さとみ建築指導課長 他府県においては市町村で既に条例を持っているところもございます。

○翁長政俊委員 復帰時に沖縄県が行うことで決まったと。それは、沖縄県の市町村において事務体制が整備されていなかったがゆえに、沖縄県が文教地区の管理を行っていたという認識でいいですか。

○立津さとみ建築指導課長 体制のところははっきりとは承知していませんが、先ほど部長からも説明がありましたように、当時、那覇市から地区指定をしてほしいという要請が県にあり、県が条例を制定した経緯がございます。

○翁長政俊委員 文教地区の指定については、そういうエリアを設定することによって、文教地区の景観も含めて環境を守っていくというメリットが現実にあったと思うのです。今回、手続を簡素化することは、もしかしたら申請者に対するサービスをよりよくしていくという狙いに立っているのではないかと。この間、文教地区という形で得てきた地域住民のメリットなども含めて、バランス的にはどうですか。私は、その視点があっていいと思います。こういう事務を移譲することによって、市町村側が暗に物事を決定していくシステムになりはしないかと。あなた方が復帰後から行ってきたことのメリット—文教地区を保護していくメリットには何があったと思いますか。

○宮城理土木建築部長 まず、文教地区として規制をする地域、規制の内容も含めて、その決定は市町村がまちづくりの主体として行うということがあります。これまで我々は条例上、許可権を持っておりましたが、許可をするかどうか

かについても市の意向を尊重してきたという経緯がございます。もう一つは事務の効率化や円滑化、あるいは住民サービスという視点に立ってもできる限りワンストップで、市に申請をして市で許可をするという形のほうが迅速化も図られるだろうと。一方、昭和33年に建築規制を始めてから、我々はある程度、一定の判断基準を蓄積してきておりますので、これは今回の権限移譲に伴って、こういう手続、こういう判断をこれまでしてきましたということは市町村にもお知らせした上で一当然ながら市町村が許可権を持ちますので、それは市町村ごとに多少の差が出てくるかと思いますが、流れとしてはこれまでのものから大きく変わることはないのではないかと理解しております。

**○翁長政俊委員** これまで文教地区の許可の問題についてもほぼ市町村が決めていたと。皆さん方はそれをチェックする立場にあって、一定の規制がかかっていたことは事実です。この規制を取り除くことによって、文教地区の判断が市町村に全て委ねられるという結果になっていきますので、文教地区内における開発については、申請者からかなり要望が出てきて、特に観光との絡みもあって、その要望に対応せざるを得なくなったという現実が、ある意味では、今まで皆さん方が行っていた文教地区の保護そのものに何らかの風穴があきはしないかという心配もあるわけです。これは何もホテルだけではなく、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律—風営法に関する風俗営業店舗もその一つです。今後、そういった許可を市町村が全て行うということが—他府県でもやっているので問題はないのですが、こういう懸念を私どもは持たざるを得ないということだけは言っておきたいと思います。

**○新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

**○嘉陽宗儀委員** 文教地区に風俗営業事業者がいて福祉施設がつかれないという矛盾があるのですが、この場合の解決の仕方はありますか。

**○宮城理土木建築部長** 説明が言葉足らずの部分があったかもしれませんが、まず、文教地区を指定している内容自体が、育成の場である学校の風紀を守るという前提があって、学校周辺における建築物の業態を児童の学習環境等に影響を及ぼさないものに限定するということがあります。もう一つは、建築規制を行うことにより、一定の環境を保っていくということが前提としてありますので、文教地区を指定している以上、そこで何でもできるという状況ではない



ということがあります。先ほど、11件の事例があるとお話ししましたが、これもホテルとマーケットに限定されておりまして、何でもかんでも許可をしてきたということでは決してないので、そこは文教地区を指定する意味自体をどう考えるかということになると思います。ですから、これは当然ながら市町村が一定の用途をコントロールしたいということがありますので、今後もいろいろな申請が確かにあると思いますが、それについては市町村として文教地区自体を定めた意味合いを考えて、意思を働かせていくものだと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 今、具体的な問題が持ち込まれているのですが一沖繩市は文教地区は指定されていませんよね。

○宮城理土木建築部長 沖繩市も指定はされております。

○嘉陽宗儀委員 建物の一角にスナックがたくさんあって、その周りは文教関係で、この建物がそういうものであるためにそこに新しく老人ホームや保育所などがつくれないという問題が出てきそうなのですが、そういう場合はどうなるのですか。

○宮城理土木建築部長 御指摘の具体的な事例は把握していませんが、一般論でお答えさせていただきますと、許可の段階では文教地区に適したものを判断するので、おっしゃるような文教地区の中で風営法の手続が必要なスナックなどは確認できませんし、当然ながら許可もできないという形になると思います。ただ、雑居ビル等を建てて、その中に入る店舗が事務所として確認がおりたものについて、それがその後どういう形態に変わっているのかということでの問題は出てくる可能性はありますが、我々はその事実を確認した段階で建築基準法や文教地区建築条例に違反するということでの罰則適用、あるいは指導等を行っていくこととなります。

○嘉陽宗儀委員 この場合、既得権の主張はできますか。

○宮城理土木建築部長 それはないと思います。文教地区の指定をされる以前からあったものであれば、一般的な建物と同じように、適用される時点で既存不適格という扱いになりますので、その部分は認められる範囲内になります。しかし、その後の増築や改築などについては、その時点での法令の規制がかかるということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の3ページをごらんください。

乙第15号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成28年第1回沖縄県議会乙第41号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

安謝川ボックスカルバート改修工事の契約金額9億1202万6520円を3億1037万55円減額し、6億165万6465円に変更するものでございます。

変更内容は、施工箇所において、現場の地質条件が想定より悪かったことから、補強対策等が必要となり、工期内での完了が困難となった函渠工、補助工を一部数量減とするものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志河川課長 お手元の配付資料2の3により、御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

まず、安謝川河川改修事業の概要について説明いたします。

安謝川は、那覇市首里石嶺町から河口までの指定延長5.2キロメートルの2級河川であります。そのうち整備を要する5キロメートルについて、整備を進めており、現在、河口から国道330号までの約2.4キロメートルの整備が概成しております。

資料の2ページをごらんください。

次に、現在、施工中の安謝川ボックスカルバート改修工事について説明いたします。

本工事は、安謝川と国道330号が交差する部分の地下に安謝川を流下させるためのボックスカルバートを構築するものとなっております。1連目は平成24年度に完成しており、今回工事で2連目の整備を行うものであります。

図面中央の黒塗り部分が、整備済みのボックスカルバートで、黄色塗り部分が今回減額する2連目のボックスカルバート本体とその補助工法であるパイプルーフであります。

現在の工事状況としましては、既設ボックスカルバートから完成した1連目のボックスカルバートへ河川の切りかえを完了し、2連目のボックスカルバートの補助工法であるパイプルーフを施工しております。

工事は、株式会社屋部土建、有限会社盛重機土木の特定建設工事共同企業体が行っております。

今回の変更内容については、現場の地質条件が想定より悪かったことから補強対策等が必要となり、工期内での完了が困難となったボックスカルバート、補助工法、支保工等を一部減額するものであります。

今回の変更による安謝川ボックスカルバート改修工事の減額は3億1037万55円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

**○新垣清涼委員長** 土木建築部長及び河川課長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

**○座波一委員** ただいまの説明で少し理解できないのですが、土質が軟弱だったために工法を変えて減額したと。通常、土質が軟弱で環境が悪ければ増額するというのがこれまでのパターンだったのですが、これだけ減額するということは次期に工事を繰り越すという意味ですか。

**○照屋寛志河川課長** 今回の変更の内容でございますが、土質の条件が想定より悪かったものですから、新たに補助工法が必要になっております。仮設の土どめのためのアンカーが必要になったり、アンカーの量がふえたり、長さが延びたりということで、変更が生じております。また、その検討に要する時間や

施工にかかる時間が必要になったものですから、工事自体がおくれまして、本体工事が工期内で完了できなくなったので、その分を減額するということとございます。今回の工事は3月いっぱいの工期なのですが、来年度まで工期を延ばすことができませんので、工事を打ち切るということとございます。

○座波一委員 最初から、年度内の工期が延びたために次期に繰り越す前提とした減額だと言ってくればわかりやすかったのですが、了解しました。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 この工事は難航していたように思うのですが、この工事自体、皆さんが計画を立ててからどれぐらいかかっているのですか。

○照屋寛志河川課長 本工事は平成26年3月13日から工期が始まりまして、本年の3月31日までとなっております。

○翁長政俊委員 今回、減額するということになるのと、事故繰越ですか。明許繰越ですか。

○照屋寛志河川課長 明許繰越も事故繰越もできませんので、打ち切るということになります。

○翁長政俊委員 次年度はどうするのですか。

○照屋寛志河川課長 この工事でできなかった部分につきましては、今後、工事を実施していきます。

○翁長政俊委員 どういう形態でやるのか。新しく施工業者を決めていくのか。皆さん方が工事を進めていく状況を説明してください。

○照屋寛志河川課長 この工事で打ち切った分の一部の工事につきましては、現在、施工しておりますJVと契約しております。

○翁長政俊委員 一部というのはどれぐらいの量ですか。

○照屋寛志河川課長 今回、補助工法としましたパイプルーフ—これは鋼管ですが、これをボックスカルバートをつくる断面の外側に構築します。上部の国道などの沈下対策に必要な工法で、現地に機械が入り、一部パイプルーフの打ち込みを実施しておりますので、切り離せない工事と理解し、現在のJVと契約しております。

○翁長政俊委員 次年度、この工事を継続するとして、皆さん方が減額した金額の中でおさまるのですか。約3億1000万円で完成できる工事なのですか。

○照屋寛志河川課長 基本的にはできる方向で考えております。ただし、今回の工事でも先ほど申し上げたとおり、アンカーが長くなったり、本数がふえたりなど、増の要素はございます。ですから、その分は全体として金額はふえていきます。

○翁長政俊委員 ここは増水を繰り返したり、いろいろなことがあって、那覇市も相当問題にしている、非常に難所だと私はずっと認識していたのです。ボックスカルバート云々の話もいろいろなことを行った後にこれが出てきて、当然、設計の段階でそういう状況に至るだろうと、素人の私でさえそう思っているのに、設計が甘かったのではないですか。見積もりをする段階でこういう軟弱地盤で、やってみないとわからないという話ではなかったのではないかと感じるのですが、実態はどうなのですか。

○照屋寛志河川課長 現場での設計前の土質試験やボーリング、アンカーの試験などは全てできるわけではないということもございまして、一部、推定で土質の線や条件などを設定して設計を行っております。そういうこともあって、実際に構造物をつくる場所のボーリングをしてみたら想定より支持地盤が低かったとか、アンカーの引き抜き試験をしたら摩擦力が低かったなどということがございまして、このような変更が生じております。

○翁長政俊委員 皆さん方が減額するに至るまでの間、工事を進めてきた中で明許繰越をしたり、事故繰越をしたりして今に至ったのですか。そこは明確に説明しないと、明許繰越があり事故繰越があって、いよいよにちもさっちもいなくなってしまうという措置をせざるを得なくなったと認識していいのですか。

○照屋寛志河川課長 この工事は、当初は昨年3月31日までの工期でした。昨年の議会で1年間延ばすことと、工事の変更増についての承認をいただいておりますので、必要な工期を1年間延ばすという手続はとってきております。

○翁長政俊委員 この工事を完成させるに当たって、減額するというのは最終的手段だと思うのです。最終的手段に至るまでに皆さん方が土木建築部としてできる措置があるわけでしょう。先ほど言ったように予算を繰り越していくということになると、明許繰越があり事故繰越もあるという形で、そういう手続を全部やってきたのかということを知っているのです。

○照屋寛志河川課長 この工事につきまして、今年度で終わることができないとわかった時点で、もう一度、事故繰越ができないかどうかという調整を行いました。ただ、それはなかなか厳しくて認められなかったということがございます。

○翁長政俊委員 いずれにしろ、工期を決めて進める以上、本来であれば工期内でおさめていくというのが通常の公共工事のありようだし、やってみて現場が軟弱地盤で大変厳しかったということも理解しますが、これは次年度で完成できるのですか。

○照屋寛志河川課長 ボックスカルバート自体は完了できる予定ですが、その前後の護岸工事もございますので、一部、平成30年度までずれ込みます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の4ページをごらんください。

乙第16号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成28年第3回沖縄県議会乙第6号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

宜野湾北中城線トンネル本体工事（その1）の契約金額7億1388万円を8100万円増額し、7億9488万円に変更するものでございます。

当該工事は、宜野湾北中城線における片側下り車線延長263メートルのトンネル本体工事でございます。

変更内容は、トンネル坑口部の法面保護対策等の追加による設計の一部変更に伴い増額するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝道路街路課長 お手元の配付資料2の4により、御説明いたします。

今回の変更は、トンネル坑口部の法面保護対策等の追加による設計の一部変更に伴い増額しようとするものであります。

1ページをごらんください。

本工事は、宜野湾北中城線における片側下り車線延長263メートルのトンネル本体工事であります。

上段の図は、宜野湾北中城線トンネルの計画平面図です。中段には側面から見た縦断図、下段左側には全体事業概要、右側にはトンネル坑口終点側の断面図、工程表を表示しております。

上段の計画平面図において、本工事対象箇所を赤色で着色しております。後続工事である宜野湾北中城線トンネル本体工事（その2）の施工箇所を青色で着色しております。

2ページをごらんください。

設計変更の主な内容は、トンネル終点側（和仁屋側）坑口部の法面保護対策の追加となります。今回の変更箇所は平面図の赤枠で囲まれた箇所となります。当該変更箇所周辺には住宅地が近接しており、地すべり防止区域も近接することから、本工事及び周辺住宅地等の安全性の向上のため、早期に法面保護対策を行う必要があると判断し、本工事にて追加するものであります。

下段にはトンネル終点側（和仁屋側）坑口部の現況写真を示しております。

3ページをごらんください。

今回の設計の一部変更に伴う請負代金の増額は8100万円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。  
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び道路街路課長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 地すべり対策として法面の工事をする必要性が出て、今回の追加になっているということですが、2ページのイメージ図を見ると少し簡単な感じがして、これで地すべり対策は万全なのでしょうか。

○古堅孝道路街路課長 イメージ図を載せておりますが、こういう構造でも十分押さえられる設計になっております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありますか。

座波一委員。

○座波一委員 近接する地域に地すべり防止区域があるのですが、本体工事において対策をとられたこともありましたか。

○古堅孝道路街路課長 この工事は、地すべり防止区域の工事とトンネル工事が並行して進められておりました。トンネル側で掘削しながら、あらゆる地点で計測をしています。トンネル本体もそうですし、地すべり地域での地盤の変動などを調査して進めております。トンネルは地すべり区域を既に通過し、特に問題は発生しておりません。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありますか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 これと少し関連するのですが、リージョンクラブのほうから北中城村役場に向かって渡口に出て行く道は県道ですか。



○古堅孝道路街路課長 宜野湾北中城線の中に含まれております。

○翁長政俊委員 これは途中まで来ているのですが、ボトルネックになって放置されていますよね。その対策としてトンネルをつくろうとしているのか。この道路は片側1車線ずつの2車線なのですが、高速道路からおりてきて、途中までは4車線になっています。このまま放置するのですか。

○古堅孝道路街路課長 今回の事業箇所は、ボトルネックになっているところからトンネル付近まで行きます。ボトルネックになっているところは、用地買収はしているのですが、まだ基地の返還がなされていないために工事に着手できない状況にあります。

○翁長政俊委員 左側に基地があつて、そこには段差があるように思いますが、ここから北中城村役場を通過して抜けていく道を4車線にすれば随分利便性が上がると思います。この用地買収は何割ぐらい進んでいるのですか。

○古堅孝道路街路課長 この道路は北中城村役場を過ぎたあたりからはバイパスとなり、そこまでは現道の拡幅になるのですが、基地内の用地の36筆のうち2筆がまだ残っているという状況です。

○翁長政俊委員 これは事前に着工し始めてはどうですか。幅員を広げるだけの返還も認めてくれないのですか。

○古堅孝道路街路課長 県として要請をしているのですが、平成34年以降の返還だと言われているところでございます。

○翁長政俊委員 全体の返還はわかります。実はこの前ここを通過して、ボトルネックでずっと待ったので何だろうと思って見ていたら、そういう格好なのです。幅員を10メートル基地側に延ばすほうが一あそこは基地とは余り関係ないのです。擁壁の工事は出てくるでしょうが、これぐらいの交渉というのは、返還業務とは別で、県側の要請によっては可能ではないですか。大幅な用地の返還交渉云々ではなく、道路の拡幅分ですから一日米交渉なのでそんなに簡単ではないとは思いますが、そんなに大きな問題ではないと思うのです。要は県側の姿勢として、用地買収を含めてこの道を何としても目標年次にあけたいという強い目標を持ってやれば、交渉の仕方によっては可能だと思っています。一

つの例として、キャンプ・キンザーでは拡幅可能で、返還してもらうことになったのです。キャンプ・キンザーでできるのにここができない理由はないです。全体を返せという話になると問題でしょうが、拡幅分ですからそんなに大きな土地ではありません。これはどうなのでしょう。

○宮城理土木建築部長 今、御指摘の箇所を含めて、道路整備上、基地絡みで進捗が順調ではない部分が幾つかありまして、それは昨年も要請をさせていただきました。今、その内容について調整はさせていただいているところで、宜野湾北中城線については今の段階では厳しい回答がございますが、引き続き、さまざまな機会に要請をして、県の要望として早目の整備について調整をさせていただきたいと考えております。

○翁長政俊委員 道路整備の中の優先順位として、宜野湾北中城線はかなり高い位置にあるのですか。

○古堅孝道路街路課長 県としては現在、はしご道路ネットワークの整備を最優先に考えております。この中の一つの路線でございます。

○翁長政俊委員 これはどこに要請しているのですか。

○宮城理土木建築部長 昨年度は沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、米軍に直接、要請させていただいております。

○翁長政俊委員 こういう基地絡みのものについては、政治マターで知事が本気になって動かして、あける努力をすることがまさに中城湾港とのはしご道路で重要だと思っておりますので、一日も早い拡幅工事をトンネル工事と同様にしっかりと完成させていくことが物流の面においても、人の流れにおいても非常に優先順位が高い地域だと思っております。ぜひ政治マターで上げていってはどうですか。

○宮城理土木建築部長 昨年度も副知事をお願いをして要請をさせていただきました。河川や道路もそうですが、なかなか順調に進んでいない部分もありますので、ここは引き続き頑張っていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、乙第17号議案財産の取得について審査を行います。  
ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。  
宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の5ページをごらんください。

乙第17号議案財産の取得について御説明いたします。

本議案は、与那原マリーナに整備する固定式一体型上下架施設の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

取得の予定価格は4億7282万4000円、契約の相手方は日本ホイスト株式会社でございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○我那覇生雄港湾課長 お手元の配付資料2の5により、御説明いたします。

1ページをごらんください。

与那原マリーナは平成28年7月10日に施設の供用を開始したところであります。

現在、同マリーナではメンテナンス等で船舶を上げおろしする際にスロープとウインチを利用していますが、総重量10トン程度の小型艇までしか対応できない状況となっております。

このため、中型艇及び大型艇の上げおろしも対応可能となるよう固定式一体型上下架施設(20トンクラス及び60トンクラス)を購入し、施設の機能強化に取り組んでまいります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 入札の結果、財産の取得ということですが、入札結果表がついていないのは応札は1社ということですか。

○我那覇生雄課長 今回、一般競争入札で行いましたが、応札は1社のみでございました。

○具志堅透委員 これはメーカーですか。それとも、ほかに幾つかあった中でこの会社だけが応札したのですか。

○我那覇生雄課長 契約の相手方である日本ホイスト株式会社はメーカーでございます。他の業者にも見積もりはお願いしたのですが、現在、こういったクレーンは非常にニーズが少なく、以前は製造していたが今は製造していないということで断られたこともありまして、唯一、今回の契約の相手方だけは見積もりを提出してもらい、入札にも参加していただいた事情でございます。

○具志堅透委員 この型は、日本全国でこの1社のみということですか。

○我那覇生雄課長 最近の事例も紹介してもらいましたが、この会社が主な納入実績があるようでございます。

○具志堅透委員 クレーンの導入によって利用価値は上がってくるだろうということで、その辺はどう見越していますか。

○我那覇生雄課長 与那原マリーナは昨年7月に一般供用を開始したところでございます。3月8日現在、収容実績は海上、陸上を合わせて17隻でございます。ただ、問い合わせは多数ございまして、その中には上下架施設があれば、ぜひ係留したいというニーズもございます。我々はそれを受けて9月議会で補正予算を議決いただき、11月議会で繰り越しの承認をいただいて、今回の本契

約のための議決をお願いしているところですが、議決後は整備を急ぎ、予定では来年の2月ぐらいまでかかるのですが、その後は効果が出てきて、呼び水になるものと大変期待しているところでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 現地を見させてもらいましたが、今の答弁では問い合わせで20トンクラスの需要を見越しているということで、従来は10トンまでは対応していて、実績も17隻ということで少ないのですが—これぐらいのお金をかけて20トンクラスのための施設をつくるのですが、計画の段階で、この根拠としては問い合わせ以外にもっとあるのではないですか。

○我那覇生雄課長 卵が先か鶏が先かというところもあるのですが、港湾課としては上下架施設を整備して、機能向上をPRしていくと。3月9日から12日までの間、横浜ボートショーという日本で最大規模のマリーナ関係が一堂に会する商談会で、指定管理者が与那原マリーナのブースを出してPR活動を行ってきたところでございます。その後、PRが功を奏して、問い合わせが非常にふえてきているようでございます。そういったことから、ソフト面もハード面も含めて、今後も収容率の向上に努めていきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 周辺環境の整備として、MICEもそうですが、諸般の経済活動も含めて想定をしているのですか。それとも、今、言われているように、そもそもつくる段階で20トンクラスを想定してつくってきたのですか。

○我那覇生雄課長 与那原マリーナを含む西原与那原マリンタウン地区は、平成8年度からの事業でございますが、当初から海辺の豊かなアメニティーあふれるまちづくりというコンセプトがございます。その中で与那原マリーナもそうですし、隣の人工ビーチを含むマリンパークでにぎわいを創出しようという考えでございました。そして、与那原マリーナについては主に大型艇や中型艇を係留し、海洋レジャー、レクリエーションの拠点という考えで整備を進めてきたところです。大型MICE施設の建設も決定しましたので、今後、ますます注目の地域ということで、発展していくことを大いに期待しているところで

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 私は、皆さん方が進めてきたマリン・タウンの土地利用計画を含めて、今、非常に関心があります。M I C Eが来ることによって、当初、マリン・タウンを整備しようとしていた計画を一からやり直さないといけない状況が出てくると思っています。マリーナあたりで過剰整備をして、緑地を潰すとか、ホテル用地をどう確保するかという話になると、このマリーナ一帯を別の用途で利活用しないとマリン・タウンの土地自体はもうスペースがないのです。民間地を買収する話になるかどうかはわかりませんが、今、想定されているM I C E事業を推進し、土地利用全体を考えたときに、何としても当初計画を根本からやり直す一町のにぎわいや、マリン・タウン地域としての水辺の癒やし、安定した住環境を求めてやってきた人たちが既に住んでいるわけです。こういう目的で来た人たちの土地に対する思いのようなものも、最初からやり直さないで、この計画はうまくいかないだろうと思います。余りやるなどとは言いませんが、この周辺に過剰投資をし、国庫を入れて、後でにっちもさっちもいなくなるということになるのではないかと危惧をしているので、事前に指摘したいと思います。部長の思いを聞かせてください。

○宮城理土木建築部長 従来、この港湾計画自体にマリーナについての整備も位置づけられていますし、今回、中型艇、大型艇対応のクレーンを整備するというのも、もともと計画の中にあって、今回、その整備に取り組むという状況でございます。一方、まちづくりビジョンとしてM I C Eを立地させることによって周辺環境が変わっていくというのは確かな御指摘でありますし、今、文化観光スポーツ部が主になってM I C Eの振興ビジョンを策定し、それを受けて我々は必要な港湾計画の改定に取り組んでいくこととなります。マリーナの整備については、今のところ両立できるものと我々も理解しておりますので、必要な設備については着々と進めさせていただき、この点は御理解いただきたいと思えます。

○翁長政俊委員 港湾計画、土地利用計画を含めて、当初計画が大幅に変わっていかないと、M I C Eを成功させるための環境整備ができなくなります。そうすると、どうしても土地の利用という問題が出てくるのです。皆さん方の計画の中で住環境を整えるための緑地として確保している部分でさえ、土地利用の変更を考えているわけです。当然、それを考え出すとマリーナが影響を受け

ないわけがありません。影響を受けたときに、当初計画との整合性をどうつけていくかという課題など、土木建築部がやらないといけない分野が多々出てくるのです。この部分で計画性を持ってしっかりやらないと一今、文化観光スポーツ部あたりで取り組んでいることがおりてきて、皆さん方がそれをのんでそのまま物事を進めていくということではないだろうと思いますので、皆さん方は皆さん方の知見の中で町の住環境を整えていく。土地利用をしっかりとつくっていくという専門分野に皆さん方はいますので、その部分はしっかりと行う必要があるということを事前に言うておかないと後でいろいろなそごが出てくると私は思いますので、一言だけ言わせていただきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 これは財産の取得ということで、中城湾港マリン・タウン特別会計の財産になるのですか。それとも、普通財産として取得して対応するという形になるのですか。

○我那覇生雄課長 今回の購入費は中城湾港マリン・タウン特別会計の予算でございます。

○座波一委員 特別会計の財産になるということで、管理体制も当然、特別会計でやっていくと思いますが、高額な物なので、メンテナンスが大変重要になってくると思います。通常の民間の感覚でいうと、購入時から耐用年数をもとに平準化した予算措置をして、切りかえにも備えておくという考え方を持つわけですが、特別会計においてこのような考えはあるのでしょうか。

○我那覇生雄課長 非常に重要な機械でございますので、例えば、年に1度の定期点検、あるいは消耗品についていえば耐用年数が来たら部品を取りかえるなどといった費用は発生いたします。それは特別会計の中で、適宜、必要な予算を確保し、機能を維持していく考えでございます。

○座波一委員 行政財産の場合、事後的な対応が普通です。修理せざるを得なくなっていくというのがパターンなのです。しかし、こういう海のものなどは塩害対策を前もって行っていくことも大切です。ですから、定期点検は当然ですが、逆に予算を平準化した中での定期的な塗装の対策なども今後はしてい

ないと、国の長寿命化計画もありますので、その辺も視野に入れた財産の保全を考えないといけないのではないかと考えていると思いますが、どうですか。

○我那覇生雄課長 今回、与那原マリーナに設置するクレーンについては、設置場所が海辺ということで、環境の非常に厳しいところでございますので、特に塗装につきましては重防食塗装で、一番最高クラスの塗装を施し、それによって寿命を長くする考えで仕様書もつくっておりますし、そういった契約をする予定でございます。

○座波一委員 これは一括交付金で導入して、ランニングコストに対する予算はありませんから、これが将来、金食い虫的にならないように、最初から工法も踏まえて指定管理者と綿密に打ち合わせをして、財産の保全についてしっかりと計画を立てるということも今後はしていかないと、大変な負担になると思いますので、これは次の議案も含めて指摘しておきたいと思います。

○我那覇生雄課長 委員から指摘のございました財産の適宜のメンテナンスについては、十分再認識し、指定管理者にも伝えてしっかり対応していきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の6ページをごらんください。

乙第18号議案財産の取得について御説明いたします。

本議案は、宜野湾港マリーナに整備する固定式一体型上下架施設の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

取得の予定価格は1億5606万円、契約の相手方は日本ホイスト株式会社でございます。



詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○我那覇生雄課長 お手元の配付資料2の6により、御説明いたします。

1 ページをごらんください。

宜野湾港マリーナは昭和63年10月から一般供用を開始し、沖縄県内の海洋レジャーの拠点として利用されているところであります。

現在、同マリーナではメンテナンス等で船舶を上げおろしする際に固定式一体型上下架施設（15トンクラス）を利用していますが、総重量13トン程度の小型艇までしか対応できない状況となっております。

このため、中型艇及び大型艇の上げおろしも対応可能となるよう固定式一体型上下架施設（35トンクラス）を購入し、施設の機能強化に取り組んでまいります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第22号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の7ページをごらんください。

乙第22号議案訴えの提起について御説明いたします。

本議案は、県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない滞納者に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので、対象者は61件、64人でございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○佐久川尚住宅課長 お手元の配付資料2の7により、御説明いたします。

1ページをごらんください。

訴えの提起の概要についての説明です。両括弧1に示すとおり、今回の61件、64名の滞納総額は1585万7800円であります。

対象者61件64名のうち、5件8名については、名義人以外の親族が不法占有し、かつ滞納となっている者も含め訴えるものであります。

両括弧2は、本議案に係る訴えの提起対象者の選定に至るまでの流れを図で示しております。

図右側の県及び指定管理者で構成する法的措置対象者選定委員会で、まず①の法的措置対象者163件を選定し、そのうち、家賃の支払い、分納計画書の提出があった約63%の者を除き、②の訴えの提起対象者として、61件選定しております。

なお、米印2の注釈に示すとおり、3月10日時点、61件中31件は家賃の支払いまたは分納計画書の提出により、法的措置の対象から外れ、現在、入居継続または継続見込みとなっております。

次に、2ページをごらんください。

法的措置対象者選定から明け渡し強制執行までの流れについて、平成23年度から平成27年度までの5年間の実施状況をフローで示しております。なお、図の中の件数は過去5年間の合計となっております。

まず①の法的措置対象者は、5年間で2912件となっております。この対象者のうち、県の納付指導等に応じ、家賃の支払い等により訴えの提起対象者から除かれ、入居継続となった者は全体の70%で、残り30%が②の訴えの提起対象者となっております。

また、県ではこの提起対象者に対し、明け渡し訴訟の提起予告通知及び最終催告書を送付し、注意喚起を促すことにより、約22%が契約解除の対象から除かれ、入居継続となっております。

一方で、④は、支払いの意思が見られず、長期滞納の解消が見込めなく契約解除となった者が全体の7.7%。そのうち、⑤の地裁へ訴状提出のあった者は全体の2.6%で75件、さらに、⑦の強制執行に至った者は、5年間合計で全体の約1.7%の49件となっております。

県としては、入居者の居住の安定を図るため、①の法的措置対象者の段階から⑦の強制執行に至る者への面談を随時実施しており、必要に応じ専門相談員と連携して、滞納原因等の把握及びその解消に向け、社会福祉制度等の案内・助言等を行っております。

また、明け渡しを命ずる判決が言い渡された者については、世帯状況に可能な限り配慮し、移転先及び退去予定を確認しながら、まず任意での明け渡しを求めております。その上で、判決から相当の期間を経過しても任意の明け渡しを行わない場合には、裁判所に強制執行の申し立てを行っております。

次に、3ページをごらんください。

提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についての説明です。両括弧1から3まではそれぞれ滞納月別に区分した短期、中期、長期滞納者の対応状況。両括弧4については、平成27年9月から県営住宅指定管理者内に新たに設けた専門相談窓口の相談状況であります。

なお、平成29年度から、専門相談員を現行の2名から4名とし、相談体制を拡充する予定であります。

相談件数については、平成27年度が337件、平成28年度は平成29年1月末現在までの計881件となっております。

続いて、4ページをごらんください。

両括弧5に示す法的措置について、県では、法的措置対象者選定の段階から長期滞納の解消に向けた対応を行っておりますが、それでも支払いの意思が見られず、滞納解消が見込めない者に対し、やむを得ず実施しております。

最後に、5ページをごらんください。

生活に困窮している入居者への配慮についての説明です。入居者の世帯収入の状況に応じ収入再認定、または県営住宅使用料の減免を行っておりますが、生活困窮度に応じた家賃の免除については5件の適用がありました。

その実施状況は、表に示すとおりであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び住宅課長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 資料2ページの強制執行の件ですが、49件、1.7%の中身を説明してもらえますか。

○佐久川尚住宅課長 強制執行49件の実績ですが、年度ごとに議決対象者がおりまして、最近ですと、平成26年度に県議会で訴えの提起として議決をいただいた件数が6件です。平成23年度が18件、平成24年度が15件、平成25年度が10件、平成26年が6件で、計49件となっております。

○嘉陽宗儀委員 この議案が出るたびに心を痛めて、何とかならないのかと問題提起もしてきたのですが、依然として、もう少し皆さん方が努力すればよかったと思われるものがあるのです。強制執行を行う場合、生活保護などもそうですが、行く場所がないと一皆さんはそのときの引っ越し先まで含めて相談に乗っていますか。

○佐久川尚住宅課長 強制執行を行う場合には、当然、その移転先を確認した上で執行しております。それから、平成27年度から専門相談員を置いておりますが、移転先が見つからないような方がいらっしゃれば、専門相談員と福祉機関とが連携をして、移転先を確保した上で執行するというのも実際に行っております。

○嘉陽宗儀委員 移転先はどこに相談しているのですか。

○佐久川尚住宅課長 一番近い事例ですと、沖縄市でそういう事例があって、生活困窮者自立支援機関一パーソナルサポートセンターに相談しまして、生活支援事業として一時的に住む場所を確保していただいて、それを確認した上で強制執行を行ったということでございます。

○嘉陽宗儀委員 強制執行する前にきちんと部屋は見つかったのですね。

○佐久川尚住宅課長 そのとおりでございます。

○嘉陽宗儀委員 そのときの家賃は幾らでしたか。

○佐久川尚住宅課長 そこまで細かな数字は資料として持ち合わせておりません。

○嘉陽宗儀委員 追い出された人たちが私たちの事務所に駆け込んでくるのです。我々も中に入って何とかしようとしてはいるのですが、所得が低いので、

民間のアパートにはなかなか入れないということがあって、サポートセンターの皆さん方も私のところに何とかならないかと来るのです。これは私のところに来るより、皆さんのほうで何とかありませんか。

○佐久川尚住宅課長 先ほど申し上げたことと一部重なるのですが、相談員を置きまして福祉機関と常々連携しております。世帯ごとの事情があると思いますので、それを踏まえた上で効果的なサポート先を県として実践しているというのが現状でございます。

○嘉陽宗儀委員 生活保護を受ける場合の最低家賃保障の金額は幾らですか。

○佐久川尚住宅課長 これにつきましては、手元に資料がございませんのでお答えできません。

○嘉陽宗儀委員 この金額は明確です。しかし、皆さん方は熟知していないので、結果、放置されているのです。不動産業者とかけ合って、部屋を確保すれば生活保護が支給されるので応援してもらえないかということで、何とか入居できるまでの努力はしていますが、これは私たち県議会議員の仕事ではなく皆さん方が行うべきではないかと思っています。それはどう思いますか。

○佐久川尚住宅課長 我々も勉強不足なところは確かにございますが、今、窓口として指定管理者に専門相談員の社会福祉士、ケースワーカーがおりまして、そういう方にまずは相談をしていただいて、難しい問題になれば県も一緒に協力するという体制をとっておりますので、今後ともそういうことを進めていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 困っている人たちに対してケース・バイ・ケースで対応できるようにしてください。なかなか支払いができない人たちに対してどうするかということは共通の課題として取り組まないと、この寒い夜空の下、小雨が降る中で子供を連れて、どこか住めるところがないかと探して歩く人たちを見ると大変心を痛めるのです。ですから、公的支援を行うべきだと言ってきたのですが、今回、初めて減額免除制度で家賃を免除したのですか。

○佐久川尚住宅課長 免除につきましては、平成27年12月に1件、免除の許可をしております。それ以降、ことしに入りまして合計で5件の免除を行ってお

ります。

○嘉陽宗儀委員 家賃が支払えなくて途方に暮れている皆さん方のために免除制度ができて、幾らか希望を持てる人も出てきているのですが、基本的に免除することができるのであれば強制執行しなくても済むと思います。今後、これについては強制執行する前に、免除制度も含めていろいろな制度等を活用して、寒空に追い出されるようなことがないようにしてもらえませんか。

○宮城理土木建築部長 御指摘の内容については、我々は短期の滞納が始まった時点から早目に情報を出して、減免や免除などをしっかりお伝えしているつもりです。特に社会福祉士を配置してからは、密に相談に応じてきているので、それなりの効果として減免制度や免除制度をしっかりと理解して、その手順をとっていただけるといふこともありますので、情報を早目に出して、何とか事前に救済できる方法はお知らせしていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原正次委員。

○上原正次委員 先ほど、名義人以外の方が住んでいるというお話があったのですが、身内の方なのか、全く身内以外の方が住んでいるのか。自治会から違う人が住んでいるというような要望が一家賃の責任はこういった方も対象になるのですか。

○佐久川尚住宅課長 名義人以外の方が住まわれているということですが、例えば名義人が死亡、あるいは転居された後に親族の方が不法占有している状況もございますので、その方も含めて訴えの提起に上げさせていただいていたということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 訴えの提起の対象者について、ここに至るまでの経緯の説明があって、その方々が減免対象者であるがごとく聞こえたのですが、訴えられている方々は減免対象者になり得ない方々ですよね。支払い能力を持っているにもかかわらず、段階を踏んで滞納者になっているということではないわけですか。

か。

○佐久川尚住宅課長 減免の対象者ということであれば、その対象になるのですが、実際に滞納の月数が3カ月を超えると対象から外れることになっておりますので、そういうことをクリアしていただけるようにケースワーカーなどと相談をしながら幾らかでも額を減らすようなことをして、例えば、3カ月以内に抑えてもらって減免を適用するという取り組みも行っております。

○具志堅透委員 ということは、減免対象者であって困窮世帯であると。減免できるところはしてきたということでもいいですか。先ほど、5件の減免措置をとったということでしたが、この61件の全員が減免対象になっているのですか。

○佐久川尚住宅課長 先ほどの5件は免除の対象として家賃を支払わなくていいという説明をしました。生活が非常に厳しい方については免除を適用しているということです。

○具志堅透委員 減免については、61件の全員が対象になっているのですか。

○比屋根勉住宅課副参事 減免は、基本的に失業や病気などで収入の安定が図られずに家賃が払えなくなる方々が対象となります。先ほどの5件の方々もそうですが、急な入院や失業等があって免除させていただいた経緯がございます。先ほど委員からもございましたように、払えるが払わない人たちはどうなるのかという話ですが、実際に払える方々については減免の対象からは外れることとなります。特別な理由がある場合のみ対象となっております。

○具志堅透委員 私が言いたいのは、支払い能力があるにもかかわらず長期にわたって滞納を繰り返し、そこで訴えの提起に至ったと。支払い能力のない方々は減免や免除というセーフティネットがあって、そこで救われているという理解でいいですか。

○比屋根勉住宅課副参事 そのとおりでございます。

○具志堅透委員 資料の3ページ、(1)の1カ月の滞納、あるいは(2)の3カ月の滞納で似たような対処をしていると思いますが、1カ月から2カ月の滞納者に対して指定管理者が文書・電話・訪問による督促を開始するというこ

とで、ここで面会はきちんとできていますか。私はそこが重要だと思っています。滞納月数をふやしていくことによって、自然と支払いができなくなっていくのだろうと。浅いうちに徹底した対処をすべきではないかと思っているのですが、その辺はどうなっていますか。

**○佐久川尚住宅課長** 滞納の初期の段階での対応が重要だというお話だと思います。我々はここで表現が少し不足しているかもしれませんが、滞納の初期の段階で、例えば、チラシを全戸に配付したり、特に今年度は、減免制度の普及啓発や、専門相談員がおりますので、必要であればそこに電話をしてくださいなどということの周知に非常に力を入れております。そうは言っても、実際には電話されない方もいらっしゃるのですが、3カ月の滞納になると指定管理者が自動的に滞納者に連絡をして面談を行う体制をとっておりますので、まずは短期のときに連絡をしていただく、あるいは周知をするということを行い、ひいては面談を行うということを考えております。

**○具志堅透委員** やはり滞納の月数が少ない段階で対処することが重要だと思います。3カ月から5カ月のときに分割納付等支払い意思のある者については納付誓約書を交わすということですが、ない者は一括で払ってもらっているということになるのですか。それから、連帯保証人がいるわけなので、3カ月以上は滞納の発生を通知して、6カ月以上になると請求書を出しているのですが、連帯保証人への請求も可能ではないですか。訴えの提起までいく以前に、連帯保証人は支払い能力のある方でしょう。

**○比屋根勉住宅課副参事** 3カ月の滞納になりますと、連帯保証人には入居されている方の滞納が始まっていますということで注意喚起をさせていただいております。それ以上になると、さすがに連帯保証人に対しても、家賃がこれだけたまっているのでお支払いいただきたいということを同時に通知させていただくというシステムになっております。

**○具志堅透委員** その辺がどうもぬるいのではないかという思いがあります。訴えの提起というのは最終手段で、本来であればやらないほうがいいに決まっています。それ以前に、支払い能力のある方々には払っていただくように徹底した催促、喚起をしないといけないだろうと。ですから、1カ月から2カ月、あるいは3カ月から5カ月というのがまだまだぬるいような気がしますので、もっと徹底してやってください。



○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 資料の5ページに県営住宅使用料減免申請状況ということで、平成28年度が前年比10倍ぐらいに上がっています。これは平成27年度に減額率を50%から75%に拡大したことによる影響がきめんに出て、件数のはね上がっているということですか。

○佐久川尚住宅課長 先ほど少しお話ししましたが、まず周知を徹底しようということがございまして、今年度は全戸にリーフレット等を配付し、減免制度があるとか、専門相談員がいることの周知を徹底して行っております。また、相談窓口に行きますと、自分では減免に当たらないと思っている方でも、相談をしていくうちに減免が適用できることがわかるようなパターンもございしますので、そういう細かな対応の成果が一部あると思っております。もう一つは、減免の減額率について、以前の50%を平成27年12月に75%まで引き上げております。アッパーだけを上に上げたわけではなく、10%、20%、30%、40%、50%という区分をそれぞれ1.5倍に底上げする形にしておりますので、そういうトータルの成果ではないかと分析しております。

○仲村未央委員 非常に大事なところだと思いますが、専門相談員の相談件数から見ると6月や12月は100件を超えていますよね。これを2人で見るとというのは、通常のケースワーカーが担当する量を超えているのです。ですから、今回4名体制になるというのは非常にいいことなのですが、実際にこのように家賃を滞納していく背景には、母子世帯であったり、介護も伴い障害もあるというような、複数の困難を抱えている家庭を100件以上も見ていくというのは一今、言うように端緒でさわれば改善率が上がるという立証を皆さんはされていると思います。ですから、必要であればケースワーカーや社会福祉士の対応をもっとふやすなり、まだまだ取り組みの余地はあるのではないかという感触を得ているのですが、そのあたりはいかがですか。

○佐久川尚住宅課長 委員の御指摘のとおり、もう少し細かな対応が必要だと思いますが、ケースワーカーが体制的にどうかということもございします。我々としては、例えば、公社等に連絡をされないような方には個別の訪問も必要だと思っておりますので、まずは4名体制でやってみて、それ以上に必要という

ことであれば、今後検討していきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後1時30分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、乙第24号議案県道の路線の認定及び廃止について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の8ページをごらんください。

乙第24号議案県道の路線の認定及び廃止について御説明いたします。

本議案は、一般国道331号の直轄区間、豊見城市名嘉地から糸満市真栄里の県への移管に伴い、新たに豊見城糸満線を認定するため、当該路線の認定及び県道68号線の廃止について、道路法第7条第2項及び同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○小橋川透道路管理課長 お手元の配付資料2の8により、御説明いたします。

1ページをごらんください。

この図は、今回認定及び廃止する路線を示した図でございます。

赤の実線が新たに認定する豊見城糸満線、青の実線が廃止する県道68号線、緑の実線が一般国道331号バイパスでございます。

本議案は、一般国道331号バイパスの供用に伴い、豊見城市名嘉地から糸満市真栄里の一般国道331号の直轄区間を県に移管し、新たに県道豊見城糸満線として認定し、あわせて県道68号線を廃止するものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び道路管理課長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の9ページをごらんください。

乙第25号議案公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について御説明いたします。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法第15条第1項の規定により県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業に要する経費の一部を、当該公共下水道の管理者である大宜味村に負担させるため、同条第7項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事業の内容は、大宜味村特定環境保全公共下水道（塩屋処理区）の終末処理場増設工事でございます。

当該事業費は4600万円で、村負担金額は、事業費から国庫補助金及び県の負担額を控除した702万7000円でございます。

なお、大宜味村からは負担金徴収の同意を得ております。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○金城光祐下水道課長 お手元の配付資料2の9により、御説明いたします。

1ページをごらんください。

中ほどの位置図をごらんください。

大宜味村の西海岸部に位置する塩屋湾外海埋立地は、村の重要プロジェクト

として平成15年度より事業が開始され、学校用地、産業用地等の整備が行われております。

今回、対象となります大宜味村浄化センターは、埋立地内の施設からの汚水を処理する特定環境保全公共下水道の終末処理場となっており、平成18年度から平成22年度にかけて、県の代行業業で施設を整備しております。

今回、村内小中学校の統廃合による新校舎の完成、産業振興関連施設の稼働率の向上等に伴い、汚水量が増加していることから、終末処理場の増設工事を県代行業業で行うものであります。

増設工事の内容につきましては、現在1日当たりの処理能力150立方メートルを300立方メートルへ拡大するものであり、膜分離装置、流量調整タンク攪拌機及びバイパススクリーンを増設するものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**新垣清涼委員長** 土木建築部長及び下水道課長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○**座喜味一幸委員** 特定環境保全公共下水道事業の補助率は幾らですか。

○**金城光祐下水道課長** 特定環境保全公共下水道というのは、自然保護法の適用など、環境を保護する目的で設置された法律等が適用される地域において、1000人未満の小規模施設として市町村が整備する公共下水道事業となっております。補助率につきましては、管渠と処理施設で補助率が異なり、管渠の場合は10分の6、処理場の場合は3分の2となっております。

○**座喜味一幸委員** 補助率が低いと感じますが、国の補助が10分の6で、県や村の負担について簡潔に説明してもらえますか。

○**金城光祐下水道課長** 今回の特定環境保全公共下水道の場合、基本的には処理場なので3分の2の補助率になります。それに、過疎市町村ということで16%のかさ上げがございます。ですから、3分の2掛ける1.16の補助率というこ

とになります。パーセントで言うと、77.3%の国庫補助でございます。

○座喜味一幸委員 県と市町村の負担まで説明をお願いします。

○金城光祐下水道課長 事業費4600万円の中で村負担が702万7000円、県負担が340万円となっております。

○座喜味一幸委員 裏負担の償還方法はどのようなのですか。

○金城光祐下水道課長 償還方法につきましては、県、村ともに起債が充当できます。村の場合は持ち出し分の50%に過疎債が適用されます。残りの50%が下水道事業債でございます。過疎債については、後年度に70%の交付税措置がされます。下水道事業債については、50%の交付税措置がされます。

○座喜味一幸委員 ここは過疎地域ですが、都市下水道事業等の補助率と比較して補助率は優遇されていますか。

○金城光祐下水道課長 通常の公共下水道との比較だと思いますが、通常の公共下水道の補助率も管渠については10分の6で、処理場については3分の2となっておりますが、先ほど説明した16%のかさ上げ分と、過疎債が充てられるということで優遇されております。過疎債は、後年度に70%が交付税として措置されるという意味で優遇されていることとなります。

○座喜味一幸委員 こういう分散地域における下水道処理は大変経費もかかって苦勞すると思えますし、特に大宜味村あたりは受益者も少ないと思えますが、ちなみに、施設を大きくして300トンにするのですが、その対象受益者は大体どれくらいですか。

○金城光祐下水道課長 受益者といいますか、計画人口として250名を見込んでおります。

○座喜味一幸委員 後々の維持管理、補修等を考えると、極めて厳しい事業だという思いはありますが、運営に当たって受益者にどれぐらいの負担があつて、どのようなフォローをしていくからこの事業が成り立つのか、非常に気になるのですが、説明願えますか。

○金城光祐下水道課長 この特定環境公共保全下水道につきましては、規模が小規模であるということと、施設のメンテナンスなど、その後の維持管理が非常に容易な膜分離の処理施設ということで、建設当初から配慮された施設となっております。人口は250人なのですが、説明の図にありますように産業用地ということで水耕栽培を行う工場等がございます。そういったところからの水量がかなり見込まれておりますので、収入としてはある程度、安定していると思います。

○座喜味一幸委員 いずれにしても役場が維持管理、運営をしていくという理解でいいですか。

○金城光祐下水道課長 はい。

○座喜味一幸委員 それがいいと言いますが、私は村の持ち出しが結構あるのではないかと余計な心配をしていますが、その辺はどうですか。

○金城光祐下水道課長 その辺の採算見込みもとりながら下水道事業を進めているところです。こちらの場合は埋立地の処理ということで、全て新規に設置される建物等が対象となっており、最初から下水道に接続する形になります。経営が厳しいと言われるのは、既存宅地等に下水道を引いたときになかなか下水道に接続してもらえないというところがあると思います。

○座喜味一幸委員 農漁村等の集落排水でも各市町村は苦勞しているのですが、こういう地域で幹線を整備して終末処理施設を整備したとしても、つなぎ込んでいく状況はなかなか厳しいものがあるのではないかと思うのですが、この辺は現在、動いているのですか。今の接続のパーセンテージはどれぐらいですか。

○金城光祐下水道課長 接続率について、きちんとした数字としては把握していないのですが、現在、埋立地で供用開始している施設が大宜味小・中学校と誘致した企業の排水、それから、分譲地等に建てられているアパートや一戸建て住宅がありますが、これは全て新しい建物なので確実に下水道に接続しているということで100%だと考えております。

○座喜味一幸委員 今後、国立公園と東村、国頭村、大宜味村を含めて、環境保全型の公共下水道の計画はありますか。それとも、大宜味村だけですか。

○金城光祐下水道課長 現在のところは、大宜味村だけです。また、国頭村の辺土名地区で特定環境保全公共下水道の意向がございます。

○座喜味一幸委員 下水道処理は非常に大事な事業だと思いますが、過疎地域における下水道処理がどうあるべきか。それから、広域的な取り扱いのものがあって、運営管理の適正化ができないのか。その辺も含めて検討していかないと、失敗事例が多いので非常に気になっておりますが、県の考えを聞かせてください。

○金城光祐下水道課長 委員のおっしゃるように、下水道は事業がスタートすると後戻りができず、後で浄化槽に戻すということはできませんので、かなり長期のスパンで採算がとれるような事業展開をしていかないといけないと考えております。ただ、そのときに運営がうまくいくようにするためには、当然、利用料金等にその分を転嫁しないとイケませんので、利用者にその仕組みについて理解が得られるような取り組みが必要だと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
具志堅透委員。

○具志堅透委員 汚水量が増加して終末処理云々という工事だということですが、今回の工事で処理能力が150立方メートルから300立方メートルへ増量することはわかるのですが、それ以外の膜分離装置や流量調整タンク攪拌機、バイパススクリーンについて、どの部分が変わってどうよくなるのか、わかりやすく説明してもらえますか。

○金城光祐下水道課長 こちらの施設はもともとの能力をちょうど半分ずつに分けて、半分の能力で最終まで処理できるようなシステムになっています。今回、残りの半分の施設—既存施設についても膜分離装置が1機、流量調整タンク攪拌機が1機、バイパススクリーンが1機ございます。そのまま同じ能力のものをもう1列ふやすということでございます。

○具志堅透委員 同じ能力のものをもう1列ふやすということは、単純に処理

能力をふやすということでもいいですか。

○金城光祐下水道課長 そのとおりでございます。

○具志堅透委員 現在、地元でいろいろ聞くと、下水道を引くのが初めてでなれていないという部分もあって、本来、流してはいけないものを流したり、その辺の処理で少し不備を来していると。場合によっては、職員が稼働する前に朝一番にそのものを取り除いてから云々という話を聞いたりするのですが、それは承知していますか。

○金城光祐下水道課長 下水道に接続する前に、それぞれの市町村で家庭からの排水でどういったものは流れてこないようにという審査をします。ただ、使用者が流してはいけないものを流すことをコントロールするのは厳しいところがあります。流域下水道でも時々そういったものが流れてきますが、それは前段のスクリーン等でひっかけて処理をすることで対応しているところです。

○具志堅透委員 バイパススクリーンを増設するということですが、そこで対応可能だということですか。大宜味村だけではなく、通常の下水道の中にも多少なりともそういったものが流れる可能性はあるわけです。そういったものはそこまで手を加えなくても処理ができていますよね。今回の整備によって、そこまでいくのですか。

○金城光祐下水道課長 異物がかみ込むトラブルなどであれば、スクリーンなどの前段の処理で、ある程度の対応が可能だと考えております。それ以外の要素で入ってくるものについては、それぞれの装置や機械を分解する対応になると思います。

○具志堅透委員 ですから、今回の処理場の容量アップ云々の一連の工事の中で、多少何かが入ってきたとしても処理できるような形になっているのかということですか。

○金城光祐下水道課長 通常の許せる範囲の異物であれば処理できています。

○具志堅透委員 なかなかかみ合わないのですが、今回の議案が通りますと、工事はいつごろ開始して、完了はいつの予定ですか。



○金城光祐下水道課長 村では9月から工事を始めると聞いております。規模が小さいので、6カ月あれば十分工事は可能だと考えております。

○具志堅透委員 9月からスタートして、6カ月あれば終わるということですか。

○金城光祐下水道課長 工期はそのように見ております。

○具志堅透委員 来年の3月までということですか。実はもっと早めてほしいという思いがあって質疑しているのですが、この工事は県が代行して行うのでしょうか。

○金城光祐下水道課長 県が実施します。村との協議等の中で工期については、9月ごろになるとお話ししているところでございます。

○具志堅透委員 完成予定が9月ですか。

○金城光祐下水道課長 スタートが9月で完成予定が3月を見込んでおります。

○具志堅透委員 地元と意見交換をする中で先ほどの問題等々もあって、早めていただきたいという要望がありますので、できるだけ工事を早めていただきたいと思いますが、どうですか。

○金城光祐下水道課長 地元からそういった要望もあるということなので、前倒し発注ができないか、再度、詳細等を検討してまいります。

○具志堅透委員 ぜひその点も考慮していただきたいと思います。それから、先ほどの座喜味委員の質疑と少しかぶるのですが、後年度の維持管理負担が小規模村ではかなり大きくなるのではないかと懸念しております。その辺は受益者負担になっていくのかもしれませんが、引いたからには先ほど説明があったとおりなので、負担軽減のための指導・相談—それは数多く引いていただくことに尽きるのかもしれませんが、その辺はどう考えていますか。何か県からの助成的なものも考えていますか。

○金城光祐下水道課長 下水道事業は、ある程度規模が大きくなってくると公営企業化ということで自前の収入で支出を賄わないといけないということがございます。建設費については国費の補助等がございますが、維持管理費については国費の補助がございません。県でも維持管理についての費用負担の制度は、今のところございません。ただ、技術的な支援や補助金面での配慮などは県で実施していきたいと考えております。

○具志堅透委員 ぜひその辺の検討をしながら実施していただければと思います。あわせて、先ほど言った工期の短縮を要望して終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第26号議案流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の10ページをごらんください。

乙第26号議案流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、流域下水道により利益を受ける関係市町村に対し、建設事業に要する費用の一部を負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、中部流域下水道の全体計画見直しによる計画汚水量の変更に伴い、関係市町村の建設負担金の負担率を改定するものでございます。

なお、負担率の変更について、関連する10市町村から同意を得ております。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○金城光祐下水道課長 お手元の配付資料2の10により、御説明いたします。

1ページをごらんください。

流域下水道の処理区域平面図となっております。県が管理する流域下水道は、本島中南部西海岸区域の10市町村を流域とする中部流域下水道の那覇処理区、伊佐浜処理区と金武湾及び中城湾を望む3市町村を流域とする中城湾流域下水道、具志川処理区、中城湾に面した4市町村を対象とする中城湾南部流域下水道、西原処理区の3流域4処理区があります。

2ページをごらんください。

下の図で御説明いたします。流域下水道の建設に要する経費については、県と関係市町村の協定により、処理区ごとの総事業費から国庫補助金を除いた額について、県と関係市町村が2分の1ずつ負担しております。

また、各市町村の負担額については、全体計画汚水量（日最大）の比率に基づく負担率を乗じることにより算定することとなっております。

3ページをごらんください。

流域下水道の建設事業執行に伴う負担金に係る負担率の見直し（案）となっております。

1が中部流域下水道（那覇処理区）、2が中部流域下水道（伊佐浜処理区）に係る負担率の改定について示した表となっております。

計画汚水量については、各市町村の下水道計画見直しに基づき決定しております。

本議案では、現行計画欄の負担率を、見直し計画欄の負担率に改定することとしております。

なお、議決を得た負担率については、関係市町村との調整により、平成29年4月1日より適用することとしております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○新垣清涼委員長** 土木建築部長及び下水道課長の説明は終わりました。

これより、乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

**○座波一委員** この議案に関連して、流域下水道の考え方について聞きたいのですが、南部地域の八重瀬町と糸満市の状況について、八重瀬町は流域に全くかかわっていないと思います。県はその辺の相談を受けていますか。

○金城光祐下水道課長 八重瀬町の下水道計画につきましては、昨年度、策定しました沖縄汚水再生ちゅら水プランの策定の段階で、長期的な計画として八重瀬町の計画を伺っております。八重瀬町としては、農業集落排水等を行いながら、通常の単独公共下水道を行いたいということで、流域に編入する場合と単独で行う場合との比較をして、公共下水道のほうが有利であるという結論を得たと聞いております。ただ、事業着手については、八重瀬町ではいろいろな公共施設を抱えていて、その辺の改築や更新等が優先されるということで、下水道事業は平成35年ごろからしか着手できないと聞いております。

○座波一委員 それでは、町の単独公共下水道として進めているということ考えていいですか。

○金城光祐下水道課長 八重瀬町の下水道計画ではそのようになっており、県としてもそのように報告を受けております。

○座波一委員 八重瀬町は農業集落排水も導入していなくて、ほとんど浄化槽での対応だと思います。ですから、急激な人口の伸びもありますので、当面の大きな課題だということで賜っています。ぜひ県も協力して進めなければいけないと思っておりますが、最終的に農業集落排水と下水道との一体的な処理体系に持っていけないと、先ほどから出ています維持管理の問題でかなり圧迫されてきます。これは南城市も含めてですが、最終的には農業集落排水と公共下水道を統合していく予定なのですか。

○金城光祐下水道課長 県の方針としては、汚水処理施設ということで、下水道と農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽—浄化槽も単独ではなく合併浄化槽です。そういったいろいろな手法がございますので、環境基準点等へ与える影響なども全て加味しまして、その場所でどれが最適かということを検討することになっております。その中で農業集落排水と通常の公共下水道の統合もございますし、農業集落排水同士の統合なども全て比較検討した結果、公共下水道と農業集落排水が統合することもあり得ると考えております。農業集落排水については農林水産部が所管になりますので、農林水産部の了解も必要になると思います。

○座波一委員 糸満市、八重瀬町、南城市と、今後かなり人口がふえる見通

しなので、同時に企業誘致もあると考えられます。ですから、農業集落排水や漁業集落排水では対応できない地域が出てきますので、公共下水道あるいは流域への接続も県は可能な限り相談に乗ってほしいと思います。

○**金城光祐下水道課長** 今後、汚水処理施設の最適な組み合わせについて検討してまいります。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣清涼委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○**新垣清涼委員長** 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成28年第31号外26件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

宮城理土木建築部長。

○**宮城理土木建築部長** 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料3 請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

目次をごらんください。

土木建築部所管の陳情は、継続が21件、新規が6件、合計27件となっております。

まず、継続審査につきまして、処理概要の修正が3件4カ所ございましたので、変更のあったところを御説明いたします。

変更部分には、下線を引いております。

5ページをごらんください。

陳情平成28年第45号の4平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

1カ所目の修正について、10ページをごらんください。

記の27「新たなクレーンの整備について、検討していきたいと考えております。」から、「新たなクレーンの整備については、平成28年12月に事業に着手したところであります。」に変更しております。

2カ所目の修正ですが、11ページ下段をごらんください。

記の36「平成28年度から概略ルートの検討などを行うこととしております。」から、「概略ルートの検討などを行っているところです。」に変更しております。

続いて、21ページをごらんください。

陳情平成28年第88号泊ふ頭岸壁使用に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

「那覇港管理組合は、座間味村及び観光船所有者と協議を進め、離島振興や公共性を重視するとの考えのもと、引き続き高速船クイーンざまみ3に対して従前どおりの現岸壁の使用許可を行っているとのことであります。」と、全文を変更しております。

続いて、22ページをごらんください。

陳情平成28年第89号の4美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

23ページ下段をごらんください。

記の3について、「下地島空港及び周辺用地の利活用については、平成26年度に「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」を策定し、利活用候補事業の提案者と事業実施条件に関する協議を行ってきたところであります。

協議の結果、平成29年3月に、「航空パイロット人材育成事業」を提案する株式会社F S O及び「国際線等旅客ターミナルの整備運営事業」を提案する三菱地所株式会社と基本合意書を締結し、あわせて「利活用実施計画」を策定しました。

県では、2つの事業の早期展開を支援するため、関連する公共施設の整備等に取り組むこととしております。

また、宮古圏域はもとより本県全体の発展につながるよう、下地島空港及び周辺用地のさらなる利活用の拡大に取り組んでいきます。」と、ほぼ全文を変更しております。

以上が、変更部分の説明でございました。

次に、新規に付託された陳情6件について御説明いたします。

31ページをごらんください。

陳情第3号の4、久米島町からの平成28年度久米島町の振興施策に関する陳情について御説明いたします。

32ページをごらんください。

まず、記の1についてですが、当該陳情につきましては、これまでに同様の陳情が付託されておりますが、改めて処理概要を明記しております。

記の1、給油施設については、一義的には、民間事業者が整備・運営するものと認識しております。

県としては、空港敷地内への整備要請があれば、関係者と調整の上、敷地の提供について協力していきたいと考えております。

記の2、無電柱化事業については、市街地周辺の緊急輸送道路や幹線道路を中心に事業を推進しているところであり、久米島町での無電柱化については、コミュニティ道路事業を予定している振興通りでの整備について、電線管理者との早期合意を図り、事業を実施していきたいと考えております。

記の3、兼城港兼城地区は、隣接する「水産鮮度保持施設」の供用により、利用船舶が増加しており、整備の必要性は認識しております。

突堤や浮棧橋の整備、船揚げ場の拡幅については、久米島町と調整を図りながら検討していきたいと考えております。

続いて、33ページをごらんください。

陳情第12号の2、全日本建設交運一般労働組合沖縄ダンプ協議会からの法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情につきまして、御説明いたします。

記の1、生コン工場への材料運搬に係るダンプの賃金は、製造業の範囲であり、公共工事設計労務単価の適用外であります。また、当該賃金は、荷主との請負契約、もしくは労使間の雇用契約に基づくものであることから、土木建築部が直接的に関与・指導等を行うことは、困難であると考えております。

記の2、国は平成25年以降「公共工事設計労務単価」の引き上げを行ってきております。同労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や労働者への支払い賃金を拘束するものではありません。また、公共工事以外の賃金水準とするものでもありません。

建設業に関しては、県は建設業界団体に対し「技能労働者への適切な賃金水準の確保」について単価改定の都度、文書で通知しており、今後も引き続き、下請を含む技能労働者の賃金水準引き上げを要請してまいります。

続いて、34ページをごらんください。

陳情第20号の3、石垣市議会野党連絡協議会からの石垣市振興に関する陳情

につきまして、御説明いたします。

記の2、県道石垣空港線の石垣市盛山から真栄里までの区間8.8キロメートルについては、平成21年度事業着手し、早期完成に向け取り組んでいるところであり、そのうち、国道390号平得交差点から市道タナド一線までの2.2キロメートルについては、平成30年3月の新八重山病院開業までに暫定供用を予定しております。

記の3及び4、新石垣空港については、航空需要の増大や就航機材の大型化に対応するため、平成29年度から駐機場拡張工事及び国際線旅客施設の増改築工事に着手することにしております。

また、石垣港の整備促進及び機能強化については、沖縄県港湾協会が毎年行っている要請活動の中で石垣市と一体となって国に働きかけていくこととしております。

記の5、石垣空港跡地については、国、県、石垣市で構成する石垣空港跡地利用連絡協議会において、跡地の管理、利用計画その他必要な事項について協議を行っております。

続きまして、35ページをごらんください。

陳情第21号、地縁団体法人竹富公民館からの「(仮称)竹富町コンドイビーチリゾート事業計画」の開発行為許可の取り下げを求める陳情につきまして、御説明いたします。

都市計画法に基づく開発許可は、同法に規定する基準に適合している場合には、許可をしなければならないこととなっております。

当該陳情に係る開発許可については、町道に関する同意や緑地及び給水に関する協議が竹富町となされており、同法の基準に適合していることから、許可を行ったものであります。

なお、竹富町景観条例及び竹富町歴史的景観形成地区保存条例は、開発許可の対象法令ではなく、条例を根拠とする指導等は竹富町において行うべきものと考えております。

続いて、36ページをごらんください。

陳情第29号、沖縄県町村議会議長会からの県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情につきまして、御説明いたします。

当該陳情につきましては、これまでに同様の陳情が付託されておりますが、改めて処理概要を明記しております。

多くの離島を抱える本県の港湾整備は、地域の生活、産業を支える拠点として、これまで海上交通の安全性、安定性の向上を主目標として進めてきております。



また、近年は観光振興の面からも、ますます重要な役割を担っており、旅客待合所、浮き桟橋、屋根つき歩道等の環境整備も行っております。

さらに、平成28年度から離島住民の生活の利便性向上に資する屋根つき荷さばき地の整備にも着手したところであります。

なお、離島港湾の一部においては、港内静穏度に課題があることから、現地調査の上、必要な対策工に取り組んでいきたいと考えております。

次に、37ページをごらんください。

陳情第30号、沖縄県離島振興市町村議会議長会からの県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情につきましては、陳情の趣旨及び処理概要が前述の陳情第29号と同じのため、説明を省略させていただきます。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○新垣清涼委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

嘉陽宗儀委員。

**○嘉陽宗儀委員** 陳情第12号の2法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情、生コン工場への賃金の是正指導の問題で、公共工事設計労務単価の適用外というのがよくわからないので、説明してもらえますか。

**○津嘉山司技術・建設業課長** 記の2に書かれております、労務費について適正に反映されるよう指導してほしいということですが、国が公共工事設計労務単価の引き上げを行っておりますが、公共工事の積算に用いるためのものであり、生コン会社と材料の砂利等を運ぶ間の単価ではないということです。

**○嘉陽宗儀委員** 数字的なことを教えてもらいたいのですが、現在、労務単価は幾らですか。

**○津嘉山司技術・建設業課長** 先ほども申し上げましたが、これは公共工事の

単価ではなく……。

○嘉陽宗儀委員 それをわかった上で、幾らかということです。

○津嘉山司技術・建設業課長 これは公共工事ではございませんので、私どもの単価の中には入っていないのでわからない状況です。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、嘉陽委員から質疑内容について補足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

津嘉山司技術・建設業課長。

○津嘉山司技術・建設業課長 繰り返しになりますが、県では承知しておりません。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも、これが危険運転などいろいろなことにつながっています。前にも議会で取り上げて、改善すること、行政指導も行うことという議論をしたのですが、きょうの態度は、皆さん方は全く関係ありませんということでもいいですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 そうではございません。平成26年3月と6月の2回にわたりまして、過積載問題につきまして、沖縄ダンプ協議会、生コン組合、建設業協会、国、県の関係機関で関係者協議会を開きました。そのときに沖縄ダンプ協議会から、運搬単価が上がらないと過積載はなくならないという主張があり、主に運搬単価について協議されたところでございます。県では生コン工場とダンプ運転手の関係が請負契約であるのか、それとも雇用契約であるのかを整理した上で、関係法令に基づき、問題解決の道筋を立てたいと考えておりましたが、沖縄ダンプ協議会からそれらの実態について説明がございませんでしたので、まとめられなかったというのが現実でございます。それ以上、協議の進展が見られない状況でございましたので、土木建築部としましては、今後、生コン工場の就労実態を明らかにしてもらえれば関係機関と調整してまいりたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 誰が明らかにするのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 沖縄ダンプ協議会から実態はこうなっているということを説明していただければ、法律も決まってくるし、相手も決まってくるので、国にそのような情報を差し上げることはできると考えております。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、陳情者が中身をもっと詳しく説明してくださいという意味ですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 前回の2回の会議のときにも、雇用形態がどうなのかという中身の説明をしてくださいとお願いをしたところですが、その辺の説明がなかったというのが現実のところだと思っております。

○嘉陽宗儀委員 本人たちはどうしていいかわからなくなっているのか、よくわかりませんが、生活も大変で、過積載で交通事故の心配もある中で、皆さん方は可能な限り援助をして、この陳情の中身について解決するための努力をすべきだと思いますが、いかがですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 私どももそれを考えておりますが、まずはその実態がわからないことには国に対して要請や相談ができないところがございますので、その辺もはっきりさせていただきたいということでございます。

○嘉陽宗儀委員 そういう場合はこうしたほうが実態がわかると、私が言う必要はないのではないですか。実態がわからないのであれば、どうすればわかるかというぐらいの知恵は皆さん方にもあるでしょう。向こうが明らかにしてもらえばではないです。

○津嘉山司技術・建設業課長 今回、話をさせていただきましたときにも、やはりこれがはっきりしないことには前に進みませんという話をさせていただいたところです。

○嘉陽宗儀委員 わかりました。部長、今の話のように、指導責任のある行政当局の皆さん方がこういう態度ではまずいので、部長が中に入って、どう解決するか知恵を出してください。

○宮城理土木建築部長 技術・建設業課長からも説明がありましたように、公共工事設計労務単価として適用されるものと製造に関しての話とは少し線が引かれています。我々はあくまでも公共工事として発注する部分にかかわるものなので、製造段階での賃金は雇用契約なり、下請契約なりの内容になると。国民の話だということで整理されていて、その中身を確認した上で国と調整をして、商工労働部が担当するのか、ほかの部局が担当するのかという整理を必要としているところです。今はその前段として、沖縄ダンプ協議会の中の実態がまだまだ把握できていないので、引き続き中身を確認させていただいて、その後、国とも調整をして、実際にどこが窓口となって対応するのかということ再度整理させていただきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
座波一委員。

○座波一委員 陳情平成28年第64号玉城那覇自転車道の早期整備及び市道整備が重複する路線の早期整備を求める陳情について、前回の委員会では県の自転車利用計画に沿って積極的に進めていきたいという答弁をいただきましたが、この半年間でどのような形になっていますか。

○小橋川透道路管理課長 玉城那覇自転車道につきましては、平成28年度末現在の進捗率は、延長ベースで約56.5%となっております。現在、道路管理課でも、サイクリングコネクタ業務という自転車の普及拡大に関する施策を関連する部局と連携して取り組んでおりまして、県内の他の市町村にも自転車の施策を普及していくような取り組みになっておりますので、今後、徐々に自転車ネットワーク計画も策定する市町村がふえるだろうと考えております。

○座波一委員 今、沖縄県の計画に沿って徐々にふえると思いますという話ですが、それはそうだと思います。しかし、この計画は平成18年完了予定でスタートしたのですが、余りにも時間がかかり過ぎています。ただ、一昔、二昔を経て、現時点では時流にあった計画になっていますので、この機を逸してはできません。ぜひこの計画が完成する方向で—もう問題点は出ていて、用地取得の問題や、市道整備と並行して進めなければならないという部分があります。特に市道整備の部分では、大里北小学校が移転する予定なのです。ですから、これは早く進めないといけません。この部分と用地取得困難な部分の確認をもう一度お願いします。

○小橋川透道路管理課長 玉城那覇自転車道につきましては、平成32年度完了を目標に取り組んでおりまして、市道と並走する区間一特に南城市の西原南風原線、南風原田原線と並行して走る箇所、それから、西江戸東江戸線につきましても来年度から市道の整備とあわせて着手する予定になっております。用地取得難航箇所もありますが、今後、南城市及び南風原町と連携しながら平成32年度完成に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○座波一委員 平成32年度完成目標ということですが、これは全体ですか。

○小橋川透道路管理課長 はい。

○座波一委員 今、サイクリングブームで非常に多くなっておりまして、休みになれば南城市内の国道、県道を結構走っているのも非常に危険なのです。もともと自転車は道路を走るものですが、道は狭いし、歩道は小さいし、とても危険を感じています。ですから、自転車道整備がうまくいけばその辺も緩和されるのではないかと期待していますので、ぜひ計画通りに早目に進めるように取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、陳情平成28年第65号南部東道路整備に関する陳情について、予算特別委員会でもお聞きしましたが、前向きな答弁をいただいているところでございます。この南部東道路は、直接乗り入れがなければ価値が半減すると非常に危機感を持って取り組んでいることなので、事態の重大さをぜひわかっていただきたいと思っておりますが、今の課題を強いて挙げれば、何でしょうか。

○古堅孝道路街路課長 課題としては、まず費用対効果があります。それから、必要性の説明、緊急性の説明、そういうものをしっかり理屈づけして国に説明していく必要があると思っております。

○座波一委員 改めての確認ですが、3つの課題から言うと必要性や緊急性はとっくにクリアしているのではないかと考えています。現在の交通量の問題から将来に向けての予想を含めて、南城市と情報交換していると思っておりますが、この必要性、そして緊急性も当然、南部地域の振興、MICE関連も含めて、南部地域の中核地点を結ぶ道路として十分クリアするものと考えています。あとは事業費ベースですが、確かに未確定の部分が多く、これに対する取り組みは当然、これからだと思っておりますが、それも緊急性と必要性があればこそその話なの

で、これを理論武装するべくもう一頑張りをお願いしたいと思います。我々も応援できますので、ぜひお願いしたいと思います。

**○古堅孝道路街路課長** ただいま挙げました課題につきましては、確かに県内ではそういう説明が可能だと思います。しかし、地域高規格道路というのは全国レベルの競争になっておりまして、全国で通用する理屈づけをしていかないといけないということでございます。

**○座波一委員** 事情もわかりますが、それをあえて頑張りを期待しているので、よろしくをお願いします。

あと1点、陳情平成28年第135号兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める陳情について、その後の対策としてどのような動きになっているのか、進捗をお願いします。

**○永山正海岸防災課長** 兼城相互団地の地すべり対策については、平成28年度に南風原町議会から県知事宛ての要請が出されておりまして、それを受けて平成28年度から観測業務を行っております。観測結果を踏まえて、次年度、本格的な対策を行うかどうかの判断をすることになっております。

**○座波一委員** それでは、平成28年度の1年で観測業務を終了して、平成29年度から方向性を検討するということですか。

**○永山正海岸防災課長** 観測自体は平成29年1月から始めていまして、3月末までの結果を見ますと変状は出ていないという状況があります。実際の観測の内容としては、擁壁等に亀裂があったり、背後地の斜面が動いているという住民からの報告がありましたので、その辺を踏まえて、亀裂の動きの観測を5カ所、土塊の動き—伸縮計と言うのですが、その観測を行っているのが2カ所、合計7カ所で観測業務を1月から続けておりまして、3月末時点で、変動量が見られないという状況がありますので、平成29年度も観測業務は継続して、現場の状況を注視しながら具体的な対策、方法を練っていきたいと考えております。

**○座波一委員** 確かに、この3カ月足らずで現象は確定的にはできないと思いますので続けるべきだろうと思いますが、災害につながる可能性があるかもしれませんので、この辺は地元、あるいは陳情者も含めた現地の方々にはしっかり

説明をしながら、進めている現状を伝えていかないといけないと思います。それはやっていますか。

○永山正海岸防災課長 平成28年度に行った調査業務の終了がことしの6月ごろを予定しております、その6月時点で平成28年度の調査結果をまとめて地元への説明会をしたいと考えております。

○座波一委員 かなり難しい状況の中で、今、要請が出ていますので、この地域は密集地であることも考え合わせると、解決に向けてすぐに着手するのはなかなか難しいと思いますが、ぜひ一つ対策を検討してほしいと思います。

○永山正海岸防災課長 変動が確認された時点で具体的な対策工法が決まりますので、その時点になりましたら住民への説明等もしていきながら、具体的な対策工法を検討していきたいと考えております。

○座波一委員 変動については、これ以上の部分が出たら対策しないとけないという基準があるのですか。

○永山正海岸防災課長 地すべり基準の判定要領のようなものがありまして、当該地区はC判定になっており、経過観測という段階にあります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
具志堅透委員。

○具志堅透委員 幾つか確認の質疑をさせてください。まず、陳情平成28年第45号の4平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の記の6、大宜味村の転落防止柵について、現地の状況を確認し、地元大宜味村と調整の上、対応していきたいということですが、その後、地元との調整をしたのか、どういう対処になっているのか伺います。

○照屋寛志河川課長 田嘉里川の転落防止柵の設置につきましては、今年の8月に役場と土木事務所で調整を始めております。その中で、一番危険性が高いであろうところから対応しようということで調整を進めているところでございます。

○具志堅透委員 意見交換をして危険性の高いところから進めていこうという話し合いをされていて、その絞り込みまではしていないということですか。

○照屋寛志河川課長 一番危ないであろうと思われる箇所として、管理用通路から川の中に入る階段がございます。まず、その箇所の前後に防護柵を設置していこうということで調整を行っているところです。

○具志堅透委員 これは平成29年度に行っていくということによろしいですか。

○照屋寛志河川課長 階段の部分につきましては、3月末に契約する方向で調整を行っております。

○具志堅透委員 次に、記の9地域高規格道路の名護東道路について、その必要性を認識しているところであり、国と連携しつつ、可能性を検討しているところでもありますということですが、どのように県は考えているのかと。これまで交通量の調査などをやってきたと思うのですが、その可能性について、県はどう認識し、進めようとしていますか。

○古堅孝道路街路課長 名護東道路の延伸につきましては、現在、国道449号、国道505号、名護本部線の3本がありますが、交通容量としては約50%しか使われていない状況です。そういう中で、さらに一本引いていくということに対しては、交通需要がふえる見込みなど、そういう必要性を十分説明する必要があるかと思っています。それと、もう一点、特に名護本部線であれば周辺に観光施設や商業施設が建っていますので、バイパスが通った場合の影響などを今後の検討課題としたいと思っています。

○具志堅透委員 考え方として、もう一本新たに線を引くという考え方もあるだろうという認識で答弁されていると思いますが、場合によっては、県道へのつながりもあっていいのではないかと思います。当然、答弁のとおり、もう一本通すことによってどこか一方が死ぬというような交通量もまちづくりに影響が出てくるのではないかという思いもありますので、そういった意味ではそこへのつながり—それから、交通量でいうと、今、高速道路の入り口に向けてトンネルなどの工事が行われていまして、本来であれば料金所につなげてほしかったのですが、名護東道路の利便性が向上して利用者がふえるだろうと。それを



もっと分散させるためには、今、国道58号はかなりの渋滞があつて、そして海洋博記念公園ということを考えてときに、やはり交通量は上がっていくだろうと思われまゝ。この2点の状況について、どう思いますか。

○古堅孝道路街路課長 先ほど、もう一本とお話ししましたが、委員のおっしゃるように既設道路へつなぐという案も検討しております。しかし、交通容量が今のところ十分だと。今後、名護市許田から名護東道路へ直接乗り入れできるようになれば、交通需要もふえてくることもあるかと思っておりますので、その辺の動向を見ながら、検討していきたいと思っております。

○具志堅透委員 そういう状況だろうと思っておりますので、よろしく検討をお願いいたします。

次に、記の11伊江港内のうねり対策について、これまで静穏度調査を実施して対策をするということでしたが、対策としては大きな工事云々ということではなく何か新しい方法になるのか、この辺の現在の状況について説明をお願いします。

○我那覇生雄港湾課長 伊江港の港内静穏度向上対策については、平成25年から波浪観測調査を実施して、昨年度は観測で得られたデータをもとに、新たに離島港湾における静穏度検討委員会を立ち上げて、その中で、最近の波浪シミュレーション等の技法を使って対策工の検討を進めてきたところです。あさつて、今年度の委員会で今までの検討結果が検討されます。もし、その中で我々が持っている案について成案が得られれば、平成29年度からその対策工をもって対策を進めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 その案とはどういうものですか。わかりやすく説明してもらえませんか。

○我那覇生雄港湾課長 基本的には、現在の港湾の形を大きく変えずに、例えば、中に波除堤をつくったり、港内側にも消波ブロックを設置して波の進入を減衰させたり、あるいは、現在、伊江島フェリーが接岸している岸壁に直立消波機能を持たせた改良を施すなどといった複数の対策を合わせることによって静穏度を向上させ、フェリーの就航率向上に結びつけたいという案を持っております。

○具志堅透委員 次に、記の15伊平屋村前泊港の岸壁のかさ上げですが、今後は全体的なかさ上げを検討したいということで、今は船の乗降タラップのところしかされていないので、そこはどうしてもやらないといけないと思いますが、計画は持っていますか。

○我那覇生雄港湾課長 前泊港については、船も新造船で大型化してきたことによって、若干、岸壁が低いと言われておりまして、現在、昇降タラップの位置だけのかさ上げや防舷材の改良を実施しております。ただ、これはまだ暫定的なところでございまして、現在、前泊港は浮き栈橋の整備に取り組んでおりますが、この後にかさ上げについては検討していきたいと考えております。

○具志堅透委員 そのこともよろしくお願ひしたいと思ひます。それを放置するわけにはいかないと。緊急性があるだろうと私は思っているのですが、いずれにしろ将来的に行うということなので、部長、しっかり頼みます。

次に、記の16運天港ターミナルの件です。平成28年度から事業に着手することとしておりますということで、屋根つき荷さばき場のことだと思ひますが、現状はどうなっていますか。

○我那覇生雄港湾課長 運天港の屋根つき荷さばき地については、今年度、予備設計を進めているところでございまして。ただ、関係者は伊平屋村、伊是名村の両村がございまして、機能としては屋根つき荷さばき施設に加えて、修学旅行生の集会所としての機能も欲しいということで、ほかのところと違った機能のリクエストが多く、その調整をしているところでございまして。具体的に言うと、多くの学生を集める場所一複数案ございまして、荷役を考えると屋根が高いほうがいいのですが、屋根が高いと日光が入ってくるのでどうしようとか、このあたりを現在、調整中ではございまして。

○具志堅透委員 やることは決定して調整中だということで一両村から出ている修学旅行は、今、民泊事業でかなり来ていて、伊是名村では延べ1万人を超えたような状況なので、その対策も必要だろうと思ひます。できるだけかなうような形でやっていただきたいと思ひます。要望して、終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情平成28年第75号県内下請業者優先活用の周知徹底に関する陳情についてですが、県産品を優先使用しなさいとか、皆さんは特記仕様書にどのように書くのですか。適用する事項が幾つかあると思いますが、特記すべきものはどういう項目になりますか。

○津嘉山司技術・建設業課長 県内企業の優先発注及び県産品の優先使用基本方針がございまして、特記仕様書には、本工事で使用する資材のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用すると記載しておりまして、県産資材の優先使用に努めているところでございます。

○翁長政俊委員 それ以外に、皆さん方が発注する事業の中に特記をする必要性があるものにはどういうものがありますか。

○津嘉山司技術・建設業課長 例えば、ゆいくる材をなるべく使うようにとか、産業廃棄物をきちんと処理するようにとか、そういうもろもろのものがございします。

○翁長政俊委員 私が聞こうとしたことが出てきましたが、産業廃棄物です。本来であれば土木建築部が所管する部分があるだろうと思っていたのですが、環境部関係の陳情に出てくるアスファルト切断の粉じんについて、県はどのような形で対応しようと考えているのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 アスファルト舗装版切断作業時に発生する濁水処理の特記仕様書への記載についての沖縄総合事務局からの事務連絡を受け、関係機関、市町村、部内等へ通知をしております。さらに、職員の研修会や課所長会議、市町村連絡協議会などで周知をしているところでございます。

○翁長政俊委員 汚水と粉じんが出るわけですね。これが汚染物としてどう処理されていくかというのが一つの課題と、事業における粉じん対策について皆さん方が特記事項の中に特別にこういうことをしなさいと書いていく方針もあるのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 濁水と粉体がございまして、濁水の場合は管理型処分場で処理しなさい等ということが書かれております。粉体につきまして

は、安定型処理場で処理してくださいということを書いて、法令を守るようにという通知文も送っております。

○翁長政俊委員 陳情の中で土木建築部に係る部分を読んでもと一特記仕様書の中に土木建築部が記載することを期待していると聞いておりますが、実際に国の指導はどのように行っているのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 沖縄総合事務局からは、法にのっとって適正に処理すること、ということでございます。また、環境部からもそのように処理しなさいということで、工事を発注するときに文書で通知しております。

○翁長政俊委員 国は事務連絡によって、標準記載の内容について、発生する汚水は対象としており、粉体は対象としていません。県としては、今後、関係機関と調整して粉体に関する特記仕様書への記載に向けて検討するという事は全く考えていないのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 濁水につきましては、特記仕様書に記載しております。ただし、粉体につきましては、処理方法等が違うので、国の方針と調整しながら特記仕様書への記載に向けて検討していきたいと考えております。

○翁長政俊委員 国の指導を受けながら、今後、関係部局と対応について検討していくと理解してよろしいですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 環境部局とも一緒になって検討していきたいと思っております。

○翁長政俊委員 私自身も粉じんや汚水がどれほどの数値で人体に影響が出るかというところまでの知見は持っていませんが、国としては、産業廃棄物を含めて、これが人体に影響が出るものと指摘をして、しっかり対応していきなさいという通知が県にも来ているだろうと認識していますので、国の指導も含めて、県のとれる対応は真摯にやっていくべきだろうと思っています。これは環境部と土木建築部、双方にまたがる議題だろうと思っていますので、部長、土木建築部ができる対応については、今、課長からも答弁がありましたが、真摯に対応する方向で考えているのでしょうか。

○宮城理土木建築部長 アスファルトの切断に伴う粉体の処理の仕方、濁水の場合の処理の仕方については環境部でしっかり判断されて、どこでどのような形で産業廃棄物として処理するという事は出ています。一方、我々は工事を発注する際に特記仕様書に書いて周知徹底を繰り返していますが、現場サイドで幾つか処理の仕方が間違っているのではないかという指摘を受けているのも確かなので、引き続き環境部サイドとも綿密に連携をとりながら適正処理に努めていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 陳情平成28年第89号の4美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情について、宮古空港の拡張の件と下地島空港の活用を合わせて質疑します。まず、下地島空港は基本合意ができたということで、大きく前進したことは大変御苦労さまだとっております。いよいよ三菱地所株式会社と株式会社F S Oの2つの事業で基本合意をして、利活用実施計画まで策定したという処理概要になっていますが、それぞれの事業をできるだけ具体的に御説明願えればと思います。

○與那覇聰空港課長 まず1つ目に、三菱地所株式会社が行う事業ですが、事業タイトルは国際線など旅客施設整備運営及びプライベート機受け入れ事業となっております。内容としましては、当該事業はリゾート地としての高いポテンシャルや高度な空港基本施設を活用し、旅客ターミナル施設整備運営を通して、国際線を初め、多様な航空機の受け入れを行うものであります。

2つ目は、株式会社F S Oが実施する下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業ということで、当該事業につきましては、下地島空港の優位性を生かして、航空パイロットの育成事業を実施するものでございます。

○座喜味一幸委員 例えば、パイロット人材育成事業はどのような形で、どういう人たちが活用して、どういう資格が取れるのか。年度計画も含めて御案内いただければと思います。

○與那覇聰空港課長 まず、パイロットとしましては、国内外で活躍できる人材を育成するという事で、取得する免許の種類としましては、国土交通省航空局の資格と米国連邦航空局資格の両方の資格が取れるような教育カリキュラ

ムを考えております。下地島空港では、実機訓練も併用しながらシミュレーター等も活用していくのですが、それを行うことによって短期間の訓練が可能になるということで、訓練期間を短縮する目的がございます。事業の目標ですが、平成33年度時点での操縦士の免許取得者として73名を見込んでおります。事業のスケジュールとしましては、平成30年の4月から開業予定ということで、ことしの4月から開業準備に取りかかることになっております。

**○座喜味一幸委員** 平成33年度で73名の免許取得者を出すという目標はよくわかりましたが、この事業で地域の雇用を含めた経済の波及性等々についてはどのようになるのですか。

**○與那覇聰空港課長** 具体的に地域への経済波及効果として、この事業単独での試算は今のところございません。

**○座喜味一幸委員** 三菱地所株式会社の旅客ターミナルの整備運営事業に関してはもう少し経済効果があると思っておりますが、平成30年10月あたりに開業すると聞いておまして、年間で30万人ぐらいの観光客が来るような話ですが、具体的にはどういう施設の整備をして、どういう層の人たちで、どれぐらいのお客さんが来るのか、その宿泊等も含めて、どういう事業を考えているのですか。

**○與那覇聰空港課長** 当該事業の概要ですが、まず、事業者が下地島空港に旅客ターミナル施設の整備を行います。受け入れる航空機としましては、プライベートジェットや国際線、国内線のLCCということで、新たな需要を下地島空港で受け入れるという事業計画となっております。今の目標としましては、平成33年に30万人の旅客数を目標に取り組む計画となっております。経済効果ですが、提案者からの平成34年度の入込み客数をもとに、県で産業連関表に基づく試算を行った結果、年148億円の経済効果があるという試算になっております。

**○座喜味一幸委員** 要するに、核となる旅客ターミナルの整備運営事業は出ていますが、どういう方向性で展開され、関連する宿泊や飲食などを含めて、地域としてどういう環境整備の中でお客さんを受け入れるかというイメージが全く見えていないのです。その辺はいよいよ基本合意もしているので、しっかりとした県の考え方を発信していかないと、道路にしたってWi-Fi事業も

始まっているのですが、そういうもろもろを含めた受け入れ条件を整備していかないとはいけません。このターミナルの中だけで148億円の経済効果が完結するわけではないので、そういう計画をもっと明確に早目に出して、地域として、あるいは市として、伊良部地域として、どういう条件整備をしていけばいいかという地域参加型の形をとっていかないと一空港の中で全てのお客さんが完結してお帰りになるということではいけないはずなので、その辺を県としてしっかり把握していかなければならないと。なかなかそれが見えないということを指摘しておきたいので、勉強していただきたいと思います。

もう一点、空港関連の300ヘクタールと残地の600ヘクタールの活用計画についても土木建築部が担当だと聞いているのですが、空港だけではなく、残地を含めた活用が大変重要になってくるのではないかと。この話は土木建築部だけでは少ししにくいのですが、今後、600ヘクタールの残地利活用を含めて、地域開発、振興計画をどう位置づけて、どう取り組もうとしているかというのが見えません。その部分について御案内いただけますか。

**○與那覇聰空港課長** 下地島空港と周辺用地の利活用につきましては、平成26年度から民間事業者からの提案を募って、4つの利活用候補事業者から2事業者と基本合意を締結しております。今回、決定した2事業が実現しても、空港周辺にはまだまだ広大な土地が残っておりますので、その部分の利活用を拡大して行って、空港の特別会計の収支の改善に取り組む必要があると考えております。今年度から、この2事業を呼び水に引き続き民間事業者の事業ニーズやノウハウなどを活用した提案募集の取組に取り組みしていきたいと考えております。

**○座喜味一幸委員** 部長、今の課長からの説明だと、下地島空港及び残地利活用検討委員会の中で大分話を詰めてきたと思いますが、今後のトータルとしての観光利用、あるいはいろいろな観光や農業ゾーンー残地の利活用については、この検討委員会で詰めていくということになるのですか。

**○宮城理土木建築部長** これまでの下地島空港と周辺用地についての動きとして、当初は企画部サイドで検討して、土地利用等のゾーニングを行ってきております。ただ、一体的に展開していくことが望ましいだろうということで、平成26年度から土木建築部で利活用についての全体的な提案を求めてきた経緯がございます。その中で、いろいろ難しい問題もありましたが、ようやく2つの事業の実現化に向けて動き始めた。これをきっかけにしてさらなる提案を求

めて、恐らくそれぞれ親和性の高い提案が出てくるでしょうし、あるいは、今回は残念ながら実現に至りませんでした。リゾートの開発もあると思います。まずは手続をしっかりとって、新たな提案を求めた上で、選定の中では既存の委員会をまずは活用し、その都度、観光サイドとの連携は必要なので、それをアクションプログラムの中に位置づけるということはしっかり調整していきたいと考えております。

**○座喜味一幸委員** それから、観光審議会の答申の中で入域観光客数1200万人の目標を設定したのと、宮古島関連では、下地島空港の国際的な活用と宮古空港の国際拠点としての活用という2本柱が新聞で報道されました。今後、早目にしないといけないのは下地島空港と宮古空港のすみ分けの話です。本来、宮古空港はことしにはC I Qの拡張工事もできているはずでしたが、すみ分けが進まないおかげで少し見えない状況になっています。これに対して速やかにすみ分けをすることが大事ですし、空港の拡張のほうは頓挫しているような感じがしております。きのうも飛行機に乗るのに待合室で行列ができて、検査にぎりぎりまでかかっている状況で、非常に整備がおくれています。県は宮古空港ターミナル株式会社の株を何%持っていますか。

**○與那覇聰空港課長** 県は21.1%の出資となっております。

**○座喜味一幸委員** 今、宮古空港ターミナルの中で2つの大きな問題が指摘されております。五、六年前から観光客がふえて空港利用者が倍増して70万人を超えているのに、なぜこのような状況が続いているのか。空港の待合室を含む検査体制の整備のおくれが1点。もう一点は、宮古空港ターミナル株式会社そのものに問題意識がなく、5000万円、8000万円の黒字を出しているが、観光客に対するサービス優先ではなく、少し心配りが足りないのではないかという話と、売店の問題として、空港ターミナルを整備するために無利子、無担保で6000万円ずつ建設協力金を出して、これが終わったら家賃を上げるという通知が弁護士経由で来ているということで、こういう会社の運営に21.1%の株を持っている沖縄県が何も言わないことに不満が出てきています。部長、これに関しては認識していますか。

**○宮城理土木建築部長** 今の御指摘は、一定の株式を持っている沖縄県として、もっと利用者の視点に立ったターミナルの運営についてしっかり意見せよということだと理解しております。その点について、確かに我々は取締役会の中で



これまでも意見を述べさせていただいたのですが、いかにしてターミナルの狭隘な部分を解消するのか、あるいはエプロンの増設についてはいつごろまでにやっていくのかというのは、その都度、意見は述べさせていただいて調整していきたいと考えております。

**○座喜味一幸委員** 細かいことは言いませんが、多分、副知事が取締役になっているはずなのです。21.1%の株を持っているのです。県の土木建築部あたりから空港管理のプロフェッショナルが来て専務あたりで座っていましたが、そういうプロがいなくなったのか何なのかよくわかりませんが、5000万円、8000万円の黒字を出しているながら、このようにいろいろな整備がおくれるのはいけないし、今まで地元の人たちが無利子、無担保で6000万円を出して空港をつかったのに、新しく事情のわからない人が来て、家賃を急に上げるというような、しかも弁護士経由で来るというような経営は改善しなければならないと言っておきます。部長、ぜひその辺は早目に空港を整備するということと、みんなで地域を盛り上げていくような空港ターミナルにしてください。

最後に1点、陳情第12号の2法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情で、労務単価の話が出ていたのですが、ちなみに宮古地域の生コンは沖縄本島に比べて立米当たりどれぐらい違うのですか。

**○津嘉山司技術・建設業課長** 現在、手元にございませんで、後で報告してもよろしいでしょうか。

**○座喜味一幸委員** 感覚的でもいいので、宮古地域の生コンが沖縄本島に比べて何倍ぐらいかというのはわかりますか。

**○津嘉山司技術・建設業課長** 資料としてはございますが、現在、手元にはないということございます。

**○座喜味一幸委員** それでは、問題を指摘しておきますが、宮古島では骨材がほとんど調達されなくて、砂、砂利を含めて島外から持ってきているということで、少なくとも倍近い単価になっているのです。公共工事の場合は資材調査をしてもらうので、ほぼそのままの単価なのですが、民間の設備投資等における生コンのシェア度が圧倒的に高くて、かつて坪単価が沖縄本島では65万円で、宮古島では80万円だという茶飲み話で出るぐらい、生コン単価が地域の公共事業、民間事業に大変大きく影響するのです。それを改善するために、県として

何ができるかということ、ある程度、総点検して解決策を見出していただきたい。どうでしょうか。

○津嘉山司技術・建設業課長 先ほどの単価に関する質疑について、参考でございますが、一般的によく使われる21ニュートンの18センチメートルのスランプ、20ミリメートルの粗骨材ですと、那覇市が立米当たり1万3700円、宮古島が立米当たり2万1200円ということで、2倍まではいきませんが……。

○座喜味一幸委員 約1万4000円対約2万1000円ということですね。民間もほとんど家をつくるので、民間投資にも影響を与えています。骨材を沖縄本島から持ってくる方がいいのか、宮古生コンが考えている材料の扱い方はどうなのか。今、島でとれる白骨材—トラバーチンの骨材ではだめなのか。そういうものを総点検して、その辺を検討していただかないと、さらに離島に行くとまた単価が上がって離島の受注はやめたという状況が出ようとしています。その辺を少し検討してもらえませんか。

○宮城理土木建築部長 今、御指摘の件につきましては、地元でとれる骨材を使うことによって流通コストが軽減できて、その分、単価が下がるだろうという御指摘だと思います。これは台湾からの材料も含めてですが、生コンの中でJIS規格がとれるかどうかというのが非常に大きくて、その辺で現状は白骨材や台湾産の骨材というのは規格外になってしまって、公共の建築工事で使えないという状況はあります。ですから、この辺は業界とも意見交換をしながら、いかにして流通しているものも使いながら規格にも合うようなものができるのか、あるいは、我々として研究等のお手伝いができるのかどうかというのは、少し内部でも検討させていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情第29号県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情、離島の港湾整備についてはほかの陳情もありますが、ここに集約されているので、これをもとに聞きたいと思います。離島の皆さんの生活の利便性、船舶の生活航路を含めて、港湾の整備の必要性を言っていますが、離島の港湾内のうねり、静穏度の問題とか、夏場は台風によって航路が断たれたり、防波堤の決壊など、いろいろ問題があると言われていています。皆さんの処理概要の中

では港内静穏度に課題があるところがあるということですが、何カ所の港湾があるのか把握していますか。

○我那覇生雄港湾課長 離島港湾において港内静穏度の改善が必要と思われる港は6港ございます。北から前泊港、仲田港、伊江港、栗国港、渡嘉敷港、祖内港でございます。これらの港の静穏度向上について、現在、祖内港は工事を実施しております。その次に、栗国港で今年度から実施設計等を行っております。3番目に伊江港を検討し、続いて仲田港に取り組む予定としております。

○崎山嗣幸委員 6港のうち幾つか話されましたが、6港全部の港内静穏度を改善するということですか。それとも、特に支障のある範囲ということですか。

○我那覇生雄港湾課長 6港全てで港内静穏度改善には取り組みたいと思っておりますが、調査や検討もありますし、工事に時間もかかりますし、予算の範囲もございますので、継続していききたいということでございます。

○崎山嗣幸委員 それから、旅客待合所、浮き棧橋、屋根つき歩道の環境整備はどこのことですか。

○我那覇生雄港湾課長 まず、旅客待合所については、離島港湾33カ所全てで整備済みでございます。ただ、久米島の兼城港におきましては、現在の旅客待合所が築造後30年以上たっているということで老朽化しております。これについては、更新ということで取り組むことにしております。次に、浮き棧橋について、現在、設置されている浮き棧橋の基数は32基でございます。屋根つき歩道の設置箇所としては10港ございます。

○崎山嗣幸委員 静穏度の問題もそうですが、台風による護岸や防波堤の決壊でフェリーなどが長期間入港しないということで、企画部が小規模離島である北大東島、南大東島、渡名喜島の3カ所の港にコンテナを置いて、葉野菜を中心に、そこで一定程度の期間が保てるような事業を展開し、それによって船舶が少々おくれてもしのげるような案が新年度に1億円余り組まれているようです。静穏度や護岸の決壊はすぐに直せるものではないので、そういった意味での一時しのぎといいますか—コンテナの事業については有効ではないかと思えます。これは小規模離島の3カ所で予定されていますが、静穏度だけではなく、座間味島やその他の離島も含めて、台風による護岸の決壊で長期間フェリーが

入らなかつたりするときがあると思いますので、船舶が着かないときの工夫を拡大させていくことについて部局間での調整をする必要はありませんか。

○我那覇生雄港湾課長 ただいま委員から指摘のありました企画部の新たな事業については、今後、ハードとソフトの役割分担を含めて、調整を図りながら進めていきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 これは企画部の事業ではありますが、船舶で物資が運搬できないために生活に困っているということで、台風の影響を受けないように植物コンテナを設置して、1年を通して島民へ新鮮な葉野菜を安定供給するという実証実験らしいのですが、これは企画部だけの問題ではなく、皆さん方の事業として港湾の整備や船舶の離島航路も含めて、ここに支障が起こってこの事業が展開されているわけです。向こうのものというよりは、皆さんの事業が原因でそういうことをやらざるを得ないのですから、3カ所ではなく、ふやしていくという調整をしたほうがいいのではないかと思います。

○宮城理土木建築部長 冷蔵コンテナ等の設置を土木建築部が主体的に行うのはなかなか難しいとは思いますが、それにかかわる部分のハード整備で、御指摘のように台風のときの静穏度が悪いということについては、もっと調査をして、その状況を確認していく必要性もあると思いますし、必要な電源等の確保についても調整をした上で設置をしていくと。ハード側で我々が何か協力できるものがあるのかどうかについては、確認をさせていただいた上で対応していきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 皆さんの担当でという意味ではなく、企画部が予定しているのが平成29年度から平成30年度に北大東島、南大東島、渡名喜島の3島で1億59万4000円組まれています。この事業が3島だけなのか、それを拡大するのかまだ聞いていないので一皆さんの所管である船舶の航路や港湾整備が不十分なためにこれを補っていこうという事業ですから、皆さんから、この3島だけではなくふやしていくという調整はするべきではないかというのが私の意思です。企画部がこの3島だけではなく、もっと考えているということなのかかわからないのが、わかるのであればほかもあると言うか、わからなければ調整をしてふやしてもらおうと。静穏度については、6カ所全てが単年度で解決する問題ではなくて、数年、何十年かかるかもしれないので、そういった意味で、小規模離島に10日間もフェリーが入らなくて生活物資に困るというのは毎回のこと

でしょう。それを特に皆さんが企画部に言うべきではないかと思いますが、いかがですか。

○宮城理土木建築部長 もちろん静穏度向上に係る整備には時間がかかります。その間、どういう対応ができるのかというのは企画部にも計画を含めて確認をして、我々がハード側で対応できるものがあるのか。場合によっては……。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、崎山委員から質疑内容について補足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。  
宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 今の内容について我々が十分に把握していないのは確かなので、この内容を再度、確認させていただきたいと思います。

○崎山嗣幸委員 それはぜひ確認をして、困っている離島、小規模離島を含めて拡大できればと思っていますので、土木建築部から強く企画部と調整方をお願いしたいと思います。

それから、陳情平成28年第64号玉城那覇自転車道の早期整備及び市道整備が重複する路線の早期整備を求める陳情について、この事業は数年かかっている、陳情の箇所もまだ進捗していないと聞いておりますが、ここを中心に全県的な自転車道の必要性について一きょうの報道でも貸し自転車がこれから普及するのではないかと言われていますが、自転車がふえても自転車道がないとどうしようもないと思います。玉城那覇自転車道以外に名護市では結構進んでいることは聞いていますが、皆さんの全県的な計画の概略を教えてくださいませんか。

○小橋川透道路管理課長 自転車道のネットワーク計画策定につきましては、市町村が策定の主体になっております。県内で既に策定されているところは名護市、浦添市の2市にとどまっておりますが、県としても策定を促していくということで、今年度からサイクリングコネクトという業務を行っております、各市町村と自転車施策に係る部局が集まって、自転車の普及拡大やネットワーク策定を目指していく取り組みを行っているところです。

○**崎山嗣幸委員** ネットワーク計画をつくっているのが名護市と浦添市ということですが、ネットワークをつくったときの財源的な問題など、この計画を実行するためには市町村だけでは無理ですよ。県はどのようにサポートすることになりますか。

○**小橋川透道路管理課長** まず、自転車道を整備するためには各市町村が自転車道のネットワーク計画を策定する必要があり、策定されたネットワーク計画に沿った整備については、各道路管理者が行うこととなります。それが国道であれば国で、県道であれば県で整備することが可能です。

○**崎山嗣幸委員** 可能であることはわかります。今、ネットワーク計画をつくっているところは2カ所しかありませんが、那覇市が国道や県道に素案をつくったときには、財源的なことも含めて、県道なら県が協力していくという構図になるのですか。

○**小橋川透道路管理課長** ネットワーク計画をつくる際には、各市町村や県、国が集まった協議会の中で、それぞれの道路管理者がいろいろ意見を出し合って実現可能なネットワーク計画をつくっていくと。そのネットワーク計画につきましては、各道路管理者も協力して整備していくという流れになっていきます。

○**崎山嗣幸委員** 県は各市町村がネットワーク計画をつくるときにそこに入って、これが実行し得るように努力していくわけですね。ただ、玉城那覇自転車道もそうですが、用地買収や物件補償などが難航して進んでいないところがほかにもあると思います。ここも前から言われていてもほとんど進んでいないという意味では、これからつくるところでも用地買収や物件補償が大変だと思うのです。簡単ではないと思いますが、大事さは皆さんが主張しているので、環境に対しても、健康の問題に対しても自転車を走らせていくことは私も賛成なので、実行してもらいたいと思います。

最後に、私はずっと河川課長とも話をしているのですが、明治橋から南風原町までの河川敷を整備中ですよ。ここは用地買収も何も問題はないので、管理用道路を使って、遊歩道を含めて自転車道を走らせるという方向はいいと思います。ここはネットワーク計画をつくっていないのでできないということではなく、そういったことを加味しながら一明治橋から南風原町までの河川敷を使った構想を持っていますよね。ここに自転車道を走らせることはできません

か。

○照屋寛志河川課長 国場川沿いの管理用道路を活用しまして、遊歩道的な整備を現在も実施しておりまして、そこは遊歩道なので、自転車が通行することもオーケーです。ただし、全てが遊歩道的な整備ではなく、一部、国道や県道の歩道を使ったり、市町村道を使ったりということもございますので、全て遊歩道的な整備ということではないのですが、できるだけ全部ネットワーク化してつながるような整備をしていきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 そうであれば、まさに用地買収などは要らないわけですから、河川敷の管理用道路を使って明治橋から南風原町、もっと行ければ最高にいいと思いますが、河川課だけではとても困難だと思いますので、部長、その辺を含めてぜひ自転車も走れるような構想を関係部局と相談しながら検討してもらえませんか。

○宮城理土木建築部長 自転車道の整備の前提としてネットワーク計画が必要だというのは道路管理課長から説明したとおりでございます。一方、市町村のつくるネットワーク計画は、当然ながら、その市町村単独でとどまってしまうので、市町村の境界を越えた形でのネットワークをどうつないでいくのかということは、サイクリングコネクットの支援の中でもしっかり議論をさせていただきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 陳情平成28年第45号の4平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、記の22、久米島空港に航空燃料の給油施設ということで、処理概要でも本会議の質問でもいつも同様な答えて、一義的には民間事業者が整備・運営するものと認識していると。県としては、空港敷地内への整備要請があれば、関係者と調整の上、敷地の提供について協力したいという処理概要ですが、きょうは一步踏み込んで一航空燃料の給油施設というのは、航空機に限ったものなのか、町なかにある給油所を空港に移すこと等も考えられるのか、その辺の皆さんの認識はどうですか。

○與那覇聰空港課長 航空機に使う燃料はジェット燃料で、普通乗用車のガソ

リンとは内容的には違っておりまして、タンクも専用のタンクが必要になります。

○糸洲朝則委員 民間事業者が整備するという事は、航空機燃料の専門業者がそこに来ないといけないのですか。

○與那覇聰空港課長 本県の事例でいきますと、一般の石油事業者でも航空機燃料を取り扱うことは可能です。

○糸洲朝則委員 久米島に行くたびに、せつかく空港があっても、例えば直行便を飛ばすとか、あるいは往復の貨物を積むときにもなかなか難しい状況下にあるわけで、民間が進出して来るのを待っていたらいつまでもできないと思います。いつも我々に久米島町から来る。議会でも取り上げる。陳情でも出てくる。しかし、判で押したような回答しか出てこない。これはどこかで何らかの形でインパクトのある施策を打たないと解決しないのではないかと思います。何かいい知恵はないですか。こういう方法ならできるという示唆があれば、教えてください。

○宮城理土木建築部長 久米島空港に航空燃料給油施設を整備することという陳情になっているので、空港を所管する土木建築部としてお答えするしかないので、実際、久米島空港を利用する航空便は、定期の便以外にチャーター機がございます。定期航路の場合は、那覇空港での給油で十分ペイできて、コストは成り立っているのですが、どうもチャーター機は久米島での給油が必要だという要求があるようなので、この辺はもう少し観光サイドとも話をして整理していきたいと考えております。ただ一方で、必要性であったり、実際に事業者が本当にいるのか、補助のあり方をどうするのかということもあるので、ここは少し議論をさせていただきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 例えば、宮古島の漲水港に給油施設があつて、タンクローリーで運んで給油するという一港であればタンカーを接岸させてでもできないことはないと思います。久米島の港で、例えば兼城港あたりでそれが可能かどうかとしたりしていますが、そういう手法も考えていいのではないですか。

○宮城理土木建築部長 前回の土木環境委員会でも少しお答えさせていただいたのですが、まず港に近い側で必要性が議論されるものだと思います。そこに



タンクを設置して、そこから空港までタンクローリーで行くのか、あるいはパイプラインを通すのか、さらには空港施設内にも給油施設が必要なのかという段階での議論が必要であって、今、空港自体に航空機燃料の施設をというのは、その前の港湾で設置するのか、パイプラインにするのか、タンクローリーにするのかという議論が一足飛びにここに来ているものですから、採算性の問題でも難しいとお答えせざるを得ないのですが、民有地も含めて、港に近い側に設置するというのは、当然、議論の対象になり得ると思っておりますので、採算性の話も含めて、引き続き関係部局と調整させていただきたいと思っております。

**○糸洲朝則委員** 直接、空港内に航空燃料給油施設をということで来ているのですが、事業者はコスト面のこともあるでしょうし、庁全体としては港あたりに給油施設をつくって、パイプラインでもいいし、タンクローリーでもいいというような幅を持たせた提案を今後は一どちらのほうを設置しやすいのか、あるいは、それ以前に採算性の問題があると思っておりますが、民間事業者が来るまで待つというのは、離島振興の観点からすると少しお粗末かと。今のものも含めて、皆さん方のやる気や知恵を久米島町とキャッチボールするなりして一歩でも前に進めるようにぜひお願いしたいのですが、いかがですか。

**○宮城理土木建築部長** この点につきましては、これまでも文化観光スポーツ部とは意見交換をさせていただいておりますので、引き続き可能性の有無も含めて意見交換はさせていただきたいと考えております。

**○新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

**○仲村未央委員** 新規の陳情平成28年第21号「(仮称)竹富町コンドイビーチリゾート事業計画」の開発行為許可の取り下げを求める陳情ということで、竹富公民館から出ているようです。これはかなり地域の方々と設置をしようとする業者との合意形成も全く対立している状況のようですが、これについての経過は御存じですか。

**○立津さとみ建築指導課長** その辺の経過につきましては、竹富町からもいろいろお聞きしておりますので、承知をしているところでございます。

**○仲村未央委員** 実際、ここまでなかなか折り合わない中での開発許可になる

わけですが、陳情処理概要から見れば、許可基準に適合する場合、許可を与えざるを得ないということになっています。都市計画法に規定する基準というのは、具体的にどういった基準がありますか。

○立津さとみ建築指導課長 開発許可の基準は、主に技術的な基準であれば法第33条に規定がございます。例えば、用途地区の適合性、あるいは道路や公園、広場などの適合、排水施設や給水施設地区計画への適合、災害危険区域除害への適合、事業者の資力、信用への適合などがございます。

○仲村未央委員 法第33条に基づく許可基準の適合を判断するのは県ですか。

○立津さとみ建築指導課長 そのとおりでございます。

○仲村未央委員 竹富町の皆さんからの陳情の要旨を見ると、給水に関する計画において、給水量に非常に問題があるのではないかと出ています。給水に対しては、県としてどのように基準に適合していると判断されたのでしょうか。

○立津さとみ建築指導課長 給水の規定につきましては、水道、その他の給水施設が開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造、能力で配置されるような設計が定められているということでございますが、個別の技術的な細目が定められておらず、国の運用指針によりますと、水道事業者との協議が整うことによって技術基準に適合しているものと取り扱ってよいということでございますので、水道事業者であります竹富町と事業者との協議によって、それが成立するということを確認しまして、この規定については県としても適合したものと考えたところでございます。

○仲村未央委員 そうなると、水道事業者である竹富町と協議が整ったことが許可基準そのものであると理解してよろしいですか。その内容について、皆さんが踏み込んで精査をするということではなかったということですか。

○立津さとみ建築指導課長 竹富町が協議をされたということをもって許可を考えております。

○仲村未央委員 きのうか、おとといか、町議が土地取得無届けということで、

竹富町の国土法手続で云々というのが新聞報道であったのですが、これと何か関係がありますか。

○立津さとみ建築指導課長 その件については承知をしておりません。

○仲村未央委員 いずれにしても、竹富町との協議が整ったということが許可基準の適合を判断する要素になったということですが、竹富町の皆さんの指摘だと、町の給水自体が非常に逼迫している中で、これ以上の開発による水の供給は非常に厳しいのではないかと。それから、井戸の利用も計画の中に入っているということもあり、非常に問題が大きいという指摘なのです。そのあたりは、特に許可をする側として踏み込んでさらなる調査をするとか、町の具体的な給水量と今ある他のリゾート地との整合とか、住民利用に供している部分の水量などを含めて、精査をするようなことはありませんか。

○立津さとみ建築指導課長 一般的な給水施設について、事細かにすることはなかなかないのですが、通常であれば、20ヘクタール以上の大規模な開発につきましては、水道事業者との協議結果が法令上求められているところでございます。今回はそういった規模ではございませんが、離島のさらに離島ということもございますので、町との給水に関する協議については、その経緯を見た上で許可を判断したものでございます。

○仲村未央委員 結局、精査をして判断をしたということですか。

○立津さとみ建築指導課長 国の運用指針でも水道事業者と開発事業者との協議によってということでございますので、細かい規定をこちらが審査するというものではございません。

○仲村未央委員 とは言え、皆さんは経過をよく御存じだということで、細かい町民の要求も来ていると思うのです。町との協議が整ったと言われる水道計画についても、中身が非常に問題ではないかと。給水量と実際の使用量がかみ合っていないのではないかとという懸念が指摘されているわけです。それを踏まえて、県は許可者としてそれを確認したり、なお一層、精査をすることはないのかというのが先ほどの質疑です。

○立津さとみ建築指導課長 その辺のことにつきましては、十分お話として伺

っているところでございますが、国の基準でも水道事業者と開発事業者の中で給水に関して十分お話をされているものと理解しておりまして、細かい規定について県が審査をするものではないと考えております。

**○仲村未央委員** 全くすれ違って、町民を挙げて反対している中で、今、町と協議が整って、県がこれを許可したということで、そのまま行けば法的には支障なく進むわけです。ただ、この間の報道によると、自然保護に入域料まで取ってリゾート開発と自然環境の調和や、その影響を課題としてどう守っていくかということに初めて税を取ろうという状況もありながら、一方では住民がこれ以上は多過ぎるというような開発を許可していくことになると、もう少し許可権者として丁寧な調整や、住民の求めるような判断について慎重に検討すべきではなかったかと感じますが、そのあたり、部長はどう思っていますか。

**○宮城理土木建築部長** なかなか難しいところではあります。町民のこれまでの動きも我々は承知しておりますし、地域の皆様に十分理解が得られているのかどうかというのは、今の状況からすると賛成であるというような情報は入ってきていないのは事実でございます。一方で、開発許可自体は規則行為で、技術的基準に適合していることが確認できた以上は許可しなければならない状況がございます。地域の方々の反対の声はあるにしても、我々は技術的な基準の中で淡々と処理せざるを得ないということも御理解いただきたいということでございます。水道法に関連しても、それについては事業者の確認をして、給水上、問題ないということは確認できていますので、我々はそれをもって法的な判断をしたということでございます。

**○仲村未央委員** 委員長に要請ですが、この件に関しては陳情の当事者及びうちの会派の地元の議員からも、ぜひ陳情者を呼んで話を聞いてほしいという強い要求があります。もちろん規則行為で許可基準に該当すれば許可せざるを得ないということはあっても、町民もろとも反対するような状況の中で、このままいくと環境にも深刻な影響を与えかねないという懸念なので、当事者の参考人招致について諮っていただけますようお願いいたします。

**○新垣清涼委員長** その件については、後ほど協議をしたいと思っております。  
仲村未央委員。

**○仲村未央委員** 陳情第75号県内下請業者優先活用の周知徹底に関する陳情に

ついて、従来から継続審査になっていて、処理概要に特に変更はないようですが、その中で総合評価の評価項目とするかどうかについてはそろそろ判断されるころだったのではないかと考えていますが、結論が出ましたか。

○津嘉山司技術・建設業課長 下請に県内企業を活用した場合に総合評価における評価項目にするかどうかということにつきましては、沖縄総合事務局や他県の事例を研究し、平成29年度4月から評価項目として導入するというので、現在、準備中でございます。

○仲村未央委員 平成29年度からの発注に関しては総合評価の中に取り入れていくということで、そのまま試行に入るといえることですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 方法としては幾つかあったのですが、まずは沖縄総合事務局と似たような何割以上で何点という形で試行していきたいと考えております。

○仲村未央委員 加点方式ということで、そのように誘導していくということは1つ前進だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、陳情第12号の2法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情については、行ったり来たりしているようですが、陳情者の言うように積載量の2倍も積まない仕事は成り立たないとか、過積載運行が横行しているというような事実自体は把握されているのですか。それとも、その把握もまだなされていないのでしょうか。

○津嘉山司技術・建設業課長 陳情者からの写真等からはそういうことがないかということと言われるのですが、その割合や定数がどれぐらいオーバーしているということについては、公共工事の中ではございませんので、把握しておりません。

○仲村未央委員 誰が把握すべきなのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 例えば、沖縄総合事務局であれば運輸部など、過積載の担当となると考えております。

○仲村未央委員 この趣旨の陳情が出てから大分時間がたっているわけです。

把握すべき主体と皆さんとの調整や、そこを介しての把握もなされていないのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 先ほどもお答えしましたが、まずは雇用形態がどうかということ把握して、その後、法的に国のどこの担当かということを確認して検討を進めていきたいと考えております。

○仲村未央委員 把握すべきなのは沖縄総合事務局ということですよね。そうであれば、早急に把握するように話を進めればいいのではないのですか。

○津嘉山司技術・建設業課長 例えば、雇用状態にあるのか、請負契約であるのかによって国の相手も変わってきます。それを確認することによって情報提供しますのでよろしくお願ひしますということもできると考えております。

○仲村未央委員 適切な把握がされるまでにこんなに時間がかかっているという感じもしますし、所管であるのかどうかも含めて、早目に整理をして一ただ向こうが説明しないからというところだとどまっているのは取り組みが弱い感じがしますが、いかがでしょうか。

○津嘉山司技術・建設業課長 先ほども申し上げましたが、今回の陳情の際にもこういうことがはっきりしないことには前に進みませんという説明を差し上げております。ただ、向こうから返事がないものですから、再度、要求するかどうかの話になると思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 陳情平成28年第45号の4平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の記の14の伊平屋空港について、予算特別委員会でも聞いたのですが、現在、環境影響評価書の補正を行っているところで、航空会社の就航意向取り付けや需要喚起策が重要なことから、関係機関と協議してということですが、この前の答弁では、伊平屋空港の課題は環境影響評価とかいろいろ言っていたのですが、この部分は余り答弁されていませんでした。結局、伊平屋空港は整備する意向はあるが、具体的な課題は何ですか。

○**與那覇聰空港課長** 伊平屋空港の課題は、どういう航空会社が就航するかということが1点、もう一点は安定的な需要が本当にあるのかどうかという課題がございます。大きな課題として、この2点がございます。

○**赤嶺昇委員** この課題をどう解決していこうと思っているのですか。

○**與那覇聰空港課長** まず、就航予定の航空会社につきましては、現段階では第一航空株式会社が就航する予定になっております。ただ、粟国空港での事故を受けまして、粟国空港、波照間空港で再開していないところが現状でございます。我々としては航空会社の取り組み状況を注視することになるかと思えます。あと1点の需要の面につきましては、整備したときの事業効果として、便益の再確認がございます。ここは航空機の就航率と船舶の就航率の違いといいますか—まず、便益の話ですが、既存は伊平屋島、伊是名島と運天港との船舶による交通手段しかないということがございます。空港が開設されますと、那覇空港への航空路線が新たに開設されることによる時間短縮の便益が出てきます。あと1点は、船舶は欠航していても飛行機が飛べることによる便益が出てきます。そういうことで、トータルして総便益を算出している状況でございます。航空機の就航率を出すときに、少しデータが一伊平屋島には平成26年度から新造船が就航しておりますので、その新造船が就航した後のデータで比較をすべきではないかという指摘もありまして、現在、気象観測を実施しているところでございます。

○**赤嶺昇委員** あと何年ぐらいかかるのですか。

○**與那覇聰空港課長** 通常、気象観測はおおむね3年ぐらいのデータをとって、航空機の就航率を出すことになっております。

○**赤嶺昇委員** 次に、陳情平成28年第75号県内下請業者優先活用の周知徹底に関する陳情について、4月から県内下請業者の優先活用を総合評価の評価項目に加える方向ということで、まずは沖縄総合事務局の基準をもとに行うということですが、他県の事例はどうなのですか。

○**津嘉山司技術・建設業課長** 数字は持っていないのですが、例えば100%やっていないとだめとか、何割までであればいいとか、いろいろなパターンがございます。そこで、県としましては沖縄総合事務局と同じようなやり方で試行

してみたいと思います。

○**赤嶺昇委員** まずは沖縄総合事務局と同じように行って、他県の事例もいろいろ出ていますので一目的は地元の下請企業がより受注できるようにするという事なので、沖縄総合事務局と合わせて他県のいい事例も推進していくということが大事だと思いますが、いかがですか。

○**宮城理土木建築部長** 沖縄県の実態として、下請の県内業者の使用率はほぼ100%という状況がございます。今回、沖縄県プレハブ施工技術協会が陳情されていますが、ある一部の工種について率が低いという状況もありますので、この辺をどう評価していくのか。一律、90%や95%でやっても余り評価ができないという状況もありますので、この辺は試行の段階で他府県の事例も参考に取り組んでいきたいと考えております。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣清涼委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○**新垣清涼委員長** 再開いたします。

次に、環境部関係の陳情平成28年第45号の4外9件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

大浜浩志環境部長。

○**大浜浩志環境部長** 環境部所管の陳情につきまして、お手元の土木環境委員会陳情案件資料により、御説明いたします。

環境部所管の陳情は、新規4件、継続6件、計10件となっております。



初めに、継続 6 件中、処理方針に変更がある 3 件について御説明いたします。  
お手元の資料 3 ページをごらんください。

陳情平成28年第45号の 4 記の18及び記の30につきまして、経過に伴う状況を追記したほか、平成29年度に離島廃棄物適正処理促進事業を実施する予定であることから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、資料 4 ページをごらんください。

陳情平成28年第59号につきまして、名護市一般廃棄物最終処分場について改善状況の確認及び全市町村の処分場の調査を行ったこと等から、後半部分につきまして、「県は、平成29年 1 月24日に、名護市職員立ち会いのもと、改善措置の実施状況について調査を行い、適正に改善されていることを確認しました。」

また、下から 4 行目、「市町村が設置する最終処分場についても、管理状況の把握のため、調査を実施したところであり、今後とも、適正な維持管理の推進を図ってまいります。」を追記・修正の上処理方針を変更しております。

次に、資料 5 ページをごらんください。

陳情平成28年第89号の 4 につきまして、先ほど説明しました資料 3 ページにございます、陳情平成28年第45号の 4 記の30と処理方針が同じでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情 4 件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料11ページをごらんください。

陳情第 8 号ペットに対する受動喫煙防止対策を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物を取り扱う場合には、必要な健康の管理及び動物の種類、習性等を考慮した飼養または保管を行うための環境の確保を行わなければならない旨が規定されております。

また、環境省が平成22年 2 月に策定した住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインには、たばこの副流煙は、人だけでなく、一緒に暮らす犬や猫の健康にも悪影響を与える可能性があり、受動喫煙の害に気をつけるよう記載されております。

県としては、動物の健康管理に係る環境の確保等を図るため、適正飼養のための講習会の開催やチラシ、パンフレット等の配布による普及啓発を行っているほか、自然保護課、動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所のホームページでペットの受動喫煙に注意を促すなどの対策を講じたところであります。

次に、資料12ページをごらんください。

陳情第9号アスファルト舗装版の切断汚濁水（汚泥）及び粉体（粉じん）の適正処理に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

記の1について、アスファルト舗装版切断濁水の取り扱いについて、都道府県及び政令市に照会を行ったところ、回答があった98自治体中、東京都を含む62自治体が汚泥、または無機性汚泥と判断しております。

埼玉県及び埼玉県越谷市の2自治体は油分を含む汚泥として取り扱っておりますが、このうち埼玉県では、油分を含まない汚泥と同様の処理を認めており、焼却などの油分処理は特段求めているとのことであります。

また、県の分析結果において、当該切断濁水の油分は0.24%と微量であることが確認されており、脱水し含水率85%以下にした上で埋立処分することで適切に処理できると考えております。

以上のことから、当該切断濁水を無機性汚泥として取り扱うことは問題ないと考えております。

記の2について、県が廃棄物処理法に定められた試験法で粉体（切削粉）の分析を行った結果、基準値を満たしていることが判明しており、安定型最終処分場で処理することは問題ないと考えております。

記の3について、水質汚濁防止法の排水基準は、同法に規定される工場などの排水に適用されるものであり、工事に伴う当該切断濁水には廃棄物処理法が適用されます。

そのため、県では、廃棄物処理法に基づき、当該切断濁水は汚泥として管理型最終処分場で処分するよう指導しているところです。

今後とも廃棄物処理法にのっとり適正に処理されるよう関係部局等と連携し、排出事業者及び処理事業者等へ周知・指導等を行ってまいります。

次に、資料14ページをごらんください。

陳情第11号「沖縄県の蝶（県蝶）」の制定に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

自然の動植物等を自治体のシンボルとして指定することは一般的に行われており、木、花、鳥については、全ての都道府県で指定されております。

都道府県のシンボルとして、県のチョウを定めている例としては、全国で唯一、埼玉県においてなされているところです。

一方、県内においては、那覇市のオオゴマダラ、名護市のコノハチョウ、今帰仁村のフタオチョウ、竹富町のツマベニチョウ、与那国町のヨナグニサンなど、9市町村で市町村のチョウが定められているところです。

沖縄県のシンボルとして、新たに県のチョウを選定することについては、指定の意義や効果、県民の関心等も考慮し、検討していきたいと考えております。

次に、資料15ページをごらんください。

陳情第20号の3石垣市振興に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

日本学術会議は、平成28年5月に国立自然史博物館設立の必要性を提言し、平成29年2月に国立沖縄自然史博物館の設立を盛り込んだマスタープラン2017を公表しております。

県は、平成29年1月に、日本学術会議や国立科学博物館の関係者と今後の取り組みについて意見交換を実施し、連携して沖縄県での設立を目指すことを確認したところです。

県としましては、生物多様性の保全上重要な情報収集・調査研究・教育普及の拠点となる国立自然史博物館の誘致について、引き続き、取り組みを進めてまいります。

以上、環境部に係る陳情処理方針について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 陳情平成28年第45号の4平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、記の2の海洋漂着ごみについて、きょうの琉球新報に記事が出ているのですが、マイクロプラスチック等の廃プラスチック漂着について、県の状況はかなり厳しいということですが、まず、その件について答弁をお願いします。

○松田了環境整備課長 県は平成21年度から国の補助金制度を活用しまして海岸漂着ごみに関する調査、回収事業等を実施しております。マイクロプラスチックにつきましては、平成26年度以降、調査を実施しております。平成26年度に宮古島地域でオカヤドカリ等を採取し、マイクロプラスチックを取り込んでいるかどうかを調査しております。その結果、取り込んでいるということが

わかりましたので、平成27年度に改めてオカヤドカリやカニ等、沿岸の甲殻類を採取してマイクロプラスチックの捕食状況と有害物質の有無について調査しております。その結果、マイクロプラスチック由来と思われる有害物質の検出が確認されております。それから、今年度は10カ所でマイクロプラスチックの漂着状況について調査を行っております。

○赤嶺昇委員 県の調査と山口先生が行っている部分については、ほぼ同じ間隔なのですか。

○松田了環境整備課長 山口先生は県の海岸漂着ごみの検討委員会の座長もしていただいております。先生の指導等で調査を実施している状況でございます。なお、マイクロプラスチックの海岸での調査方法については、まだ定められたものがなく、ことしの県の調査では、砂浜で25センチメートル四方の区画から1センチメートル程度の砂をとり、その中に含まれているマイクロプラスチックを調査しております。これにつきましても、山口先生等の御助言等を受けて調査を実施している状況でございます。

○赤嶺昇委員 そうしますと、山口先生が座長ということなので、特に宮古島、黒島、西表島の数字というのは皆さんも把握をした上で、今後、どう対策するという事はしっかり連携をとっているということでは理解していいですか。

○松田了環境整備課長 先生が御指摘されている西表島等の北側の海岸部分につきましては、近くに道路がないということもございまして、陸域側から海岸漂着ごみを回収することがなかなかできないような地域になっております。これにつきましては、山口先生等をお願いしている検討委員会でも、今後そういったところの漂着ごみの回収が問題になるという御指摘を受けておりますので、引き続きどういう方法で回収していくかということについては検討し、実施してまいりたいと考えております。

○赤嶺昇委員 今回の記事を見て大変びっくりしていますが、全国的に見て沖縄が突出して多いのか、そのあたりはどうですか。

○松田了環境整備課長 我々は、他府県のマイクロプラスチックの漂着状況についてはまだ把握できておりません。ただ、環境省が海域に浮遊しているマイクロプラスチックについて調査を実施しております。その結果、日本海周辺

の海域は北太平洋の16倍、世界の海の平均的な値と比べると27倍であるということが、昨年12月に行われましたシンポジウムで環境省から報告されております。海岸に漂着している状況については、まだ調査が進んでいないというのが現状かと思えます。

○赤嶺昇委員　今回、県の沿岸から高密度で検出されたということですが、この対策はどのように考えていますか。

○松田了環境整備課長　マイクロプラスチックには厳密な定義がございませんが、我々は5ミリメートル以下のプラスチック類と考えております。回収するには、一旦、砂をふるいにかけて、その中からプラスチックを見つけるということで、非常に手間がかかって効率的ではないと。今、専門家等から言われておりますのは、沖縄の場合、海岸に流れ着いたプラスチックが日光等で朽ちていってマイクロプラスチックになるということで、マイクロプラスチックそのものを拾うのではなく、なるべく早い段階で漂着したプラスチック類を回収すべきだという御提言もありますので、そういう方向でなるべくマイクロプラスチックが発生しないような形の対策を検討していくべきではないかと考えております。

○赤嶺昇委員　ぜひ山口先生ともやりとりして、対策を早急にやっていただきたいと思っております。

○大浜浩志環境部長　山口先生は、当初からこの協議会にかかわっていただいて、調査の方法等につきましても指導を受けたり、その中で検討された結果で調査をしてきている状況でございます。マイクロプラスチックという新たな問題が発生したということで、先ほども申しましたとおり、時間が経過して、日光等によって劣化してだんだん小さくなっていくということなので、人目になかなかつきづらい5ミリメートル以下のものをマイクロプラスチックとして定義して、回収、処理の仕方等々につきましても検討委員会の中で検討され、この中で検討されたものが全国にも波及できるような形のものにしていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長　ほかに質疑はありませんか。  
座波一委員。

○座波一委員 陳情平成28年第107号産業廃棄物最終処分場に関する陳情、同第115号産業廃棄物最終処分場に関する陳情について、質疑します。毎回、県には質疑がたくさん出てきますが、いつも処理方針のとおり調査を続け、最終的に解決を見出そうということではあります。いつまでにどうするのかというのが見えてこない状況です。その状況を所管省庁である環境省あたりはどう見ているのでしょうか。

○松田了環境整備課長 この処理につきまして、環境省に見解を求めたことはございません。

○座波一委員 求めたことはないということでしたら、県が自己完結で行うということだと思えますが、他府県から見てもごみ山の件は異常に映るようで、沖縄県の産業廃棄物はそのようなことで済まされるのかと。本来、この状態は告訴に該当する事態だということですが、今の事態は、果たして行政的に限界に来ているのか。それとも指導の方法としてはまだまだやるべきことがあるのか。

○松田了環境整備課長 県としましては、今、大きく分けて2つの対策を実施し、指導しております。1点目はごみ山の処理を行うこと。もう一つは地下水の水質の保全を行うことで、この2つについて改善命令等をかけ、指導して実施させているところでございます。今、改善命令で山の処理をして欠けた部分につきましては、平成29年1月末時点で撤去率が42%ということで、当初の目標の大体半分以下の撤去になっているという状況でございます。地下水については、くみ上げを行い、処理して放流するということが行われている状況でございます。

○座波一委員 この状態で対応し続けていくことで考えているということですが、最終的にいつまでに行うのですか。

○松田了環境整備課長 現在の予定では、平成33年1月末日までにごみの山を撤去するという目標を持って指導している状況でございます。

○座波一委員 汚染水処理に関してはどうなるのですか。

○松田了環境整備課長 これについては、現時点でいつまでにというところは確定しておりません。今後、専門家の意見等も聞いて対策を強化していく必要があると考えております。

○座波一委員 環境部の対応としては非常に甘いと思います。県としてはかなり突っ込んで調査をして、強行に出る時期があったのではないかと思います。現場調査もしたはずですが、今、行っていることは平成33年までに何とかするという程度で、普通であればどうかと思うような対応なのですが、部長、どうでしょうか。

○大浜浩志環境部長 平成33年1月というのは、我々と事業者で決めたわけではなく、沖縄市、登川自治会、池原自治会、知花自治会、その周辺の農業生産団体も入って、新しい炉が稼働して8年以内に改善するという約束事でございますので、我々は山の改善の進行管理をしながら、しっかり成功させていくということで取り組んでいるところでございます。一方、地下水につきましてはいろいろな専門家の意見も聞いて、バリア井戸という方法もございまして、これを諮って、住民にも説明をしております。その推移も見つつ専門家にも聞いて今後の対策を講じていく方針で取り組んでいるところでございます。

○座波一委員 地元の皆さん、あるいは沖縄市とも協議の上、8年以内に解決するという約束のもとで今があるということで理解してよろしいですか。

○大浜浩志環境部長 そのとおりでございます。ただ、8年以内ということでございますので、もっと早目にできるかどうかも含めて、強い指導を繰り返していくという形で考えております。

○座波一委員 環境問題が非常に厳しい昨今、環境団体もたくさんあると思いますが、この件についてはかなり対応がぬるいという感じが否めませんので、ぜひその辺は1年でも早く対応してもらいたいと思います。

次に、陳情平成28年第169号公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例の改正に関する陳情ですが、仮に調査をして、土砂に外来生物が混入しているということが判明した場合、どのような対処方法が許されるのですか。除去も許されるのか、あるいは滅菌などの方法が示されるのですか。

○金城賢自然保護課長 県の公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例の第9条に、知事は立入調査等の結果、埋立用材に特定外来生物が付着または混入したと認めるときは、事業者に対し、埋立用材の防除の実施または搬入もしくは使用の中止を勧告することができるということで、特定外来生物が入った埋立土砂は搬入しないよう勧告ができることになっております。

○座波一委員 対処をすれば埋め立てができるということですか。

○金城賢自然保護課長 入っている、もしくはそれが明らかである場合—特定外来生物は、まず入れないということが大事なので、入ったらどうするかということではなく、仮に入った場合は駆除しなければいけません、まずは入れないということが前提になっております。

○座波一委員 埋め立て前に土砂に特定外来生物が入っていれば、埋め立てに使ってはいけないということですね。

○金城賢自然保護課長 そのとおりでございます。

○座波一委員 どの特定外来生物なのかはわかりませんが、目に見える場合と見えない場合があります。そういった場合はどこまで検査するのですか。徹底的に行うのですか。

○金城賢自然保護課長 外来生物の進入に関して防止するということは、もちろん埋め立てをする事業者において対策がとられますので、まず対策をしっかりとっていただくと。外来生物についてはいろいろな種類があると思いますが、埋め立て用材が入ってくる場所等において、専門員も一緒になって現場の調査をしながら、基本的には目視等で調査をしていくことになります。

○座波一委員 目視調査というのはかなり曖昧だと思いますが、特定外来生物は決められているのですか。

○金城賢自然保護課長 特定外来生物については、法律で定められております。

○座波一委員 私の考えとしては、埋立事業というのは本来、適正に埋め立て



するための法律なので、埋め立てさせないために公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例をつくったと思いますので、後々、条例がありながら特定外来生物が入ってきたということにもなりかねないわけです。逆説的に言うと、この条例を県はしっかり守ったのかということにもなりかねません。最終的に、外来生物がどこから入ってきたのかということになってきます。

○金城賢自然保護課長 県においては、それぞれ埋立事業者が届け出をしまするので、搬出する場所、搬入する経路といったところをしっかりと見て、専門員も含めて県の職員が現場等に行って立入調査等をしながら確認をしていくことになります。

○座波一委員 これは条例でありますので、そのとおりに審査、検査していくはずですから、それはそれで理解しました。

続きまして、陳情平成28年第59号「名護市一般廃棄物最終処分場の不適正なる維持管理」に関する陳情について、直接的に関連するわけではないのですが、沖縄県の考え方として、市町村のごみ処理行政について心配な点があるので聞きたいと思います。ごみの広域処理政策というのは進めていくべきだと考えていますし、近隣としっかり打ち合わせをして、いわゆる迷惑施設はなるべく少なくしていくべきだと考えています。その中で、いろいろな市町村が法律に沿って整備してきている中で、中城村北中城村清掃事務組合の溶融炉がコスト面で運営にお金がかかるからという理由でどうやらとまっているのではないかと。これは当時、恐らく県が了解したことだと聞いております。しかも、この補助金の関係先は防衛省なのです。そういうことで、防衛省も了解しているという前提で県は了解したと聞いています。この間の予算特別委員会でもこれは自治事務だからということではありましたが、国から補助金をもらうというのは、それなりの法律に沿ってごみ処理をしていかなければいけないわけです。それから言うと、ほかの浦添市やサザンクリーンセンター推進協議会なども補助金をもらうからこそ法律に沿っていかないといけないわけなので—ごみの最終処分というのは、最終処分場をつくるか、溶融炉をつくって処分をゼロにするかなのです。そこで中城村北中城村清掃事務組合は、ゼロを選んだわけです。しかし、実際にはゼロの部分をとめてしまったわけです。片や浦添市は今でも処分ゼロを続けているわけです。法律ですから、コストをかけながらもやらざるを得ない。那覇市もそうです。長寿命化計画も行ったのです。それがいないところは最終処分場を広域でつくって対処しますということで、補助金をもらう

ようにするのです。ですから、なぜ中城村北中城村清掃事務組合だけがとめて民間に最終処分ができるのかと。これが問題だと私は指摘しているのです。ある意味、これは法定事務なのです。これができていない場合、心配しているのは一浦添市と中城村北中城村清掃事務組合が広域で処理するとき、浦添市の場合は環境省からの補助を予定しているはずですが、そうすると、環境省あるいは総務省から見たら、果たして広域を組んだときに補助金が出せるかという問題が残ってくると思うのです。片や熔融炉をとめているので、これをどうするのかという問題が残ると思います。行政的に考えると、補助金をもらって、よほどの理由がない限りとめることはできません。私は、この説明がほしいのです。決して広域化を否定しているわけでも、中城村北中城村清掃事務組合を否定しているわけでもなく、それを認めた県は二重基準ではないかと言いたいのです。

**○大浜浩志環境部長** 中城村、北中城村につきましては、そういう形で熔融炉がストップしておりますが、この施設は防衛省の予算で整備したということで、防衛省に確認しながらやっているということでございます。廃棄物の処理につきましては、廃棄物処理法に基づいて、一般廃棄物の処理計画をつくることとなります。それを認めて、補助金が下りるというシステムになってきていますので、中城村、北中城村も熔融はせず、一般の廃棄物に処理するという処理計画に変更しておりますので、我々としては、それはそれで法定事項を満たしていると考えております。ただ、それは財政的な問題があつてやめたということでございますので、それを含めてきちんと法的手続きをとるということでは、一般廃棄物処理計画をきちんと変更させて、我々はそれを認めたという形になっています。一方、浦添市の広域化につきましては、推進をする立場でもございますので、今後、浦添市とも協議をしていくことになると思います。浦添市の場合は環境省の予算でございますので、浦添市の一般廃棄物処理計画も変更しますし、中城村、北中城村の一般廃棄物処理計画も変更させて、それを認めて広域化に進んでいくというような形で対応を考えているところでございます。

**○座波一委員** 一般廃棄物処理計画を変更して、認めたということですが、変更というのは民間処分場で処分することを認めたということですか。

**○大浜浩志環境部長** 処理計画の中にはそのように書かれております。

**○座波一委員** そうすると、ほかの市町村からそういうお願いが出ても認める

のですか。

○松田了環境整備課長 現在、中城村、北中城村以外に民間の処分場で最終処分をしている市町村がございます。読み上げますと、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町、金武町、宜野座村という状況でございます。これにつきましても、処理計画をつくった上で民間の処分場で処分しているという状況でございます。

○座波一委員 広域処理計画をつくって、その処分の完成までに認めるという方式ではないのですか。

○松田了環境整備課長 法律ではそのような状況にはなっておりません。

○座波一委員 いずれにしても、広域化に影響のないよう整合性を持たせないで、例えば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律—補助金適化法、あるいは地方財政法等々に抵触するのではないかという指摘もありますので、今なら間に合うのです。整合性を持たせるやり方も検討しないといけないと思いますので、事前に調査すべきは調査したほうが良いということを申し上げたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情第11号「沖縄県の蝶（県蝶）」の制定に関する陳情ですが、この中では県のチョウを制定してほしいということで、その間、県民投票やシンポジウムの開催ということで、大がかりな会が提起されています。皆さんの答弁では指定の意義や効果、県民の関心等も考慮し、検討していくということですが、あり方の問題として、那覇市はオオゴマダラ、名護市はコノハチョウと決めたときに、皆さん方としては決められたことに対して検討しているということなのか、あるいは県として何がふさわしいかについて内部で検討していくのか。方法論として、会がそういうことをしてきたら検討をして、それから議会に提案して決めてもらうというシステムで進めていくということですか。

○金城賢自然保護課長 手法の話でしたが、そもそも県のチョウが全国的に見

ても埼玉県にしかございませんし、委員からありましたように県内9市町村で制定されておりますが、それぞれ別々です。沖縄の場合、41市町村あって、それぞれで生息しているチョウも違いますし、シンボルとして県のチョウとして定めていくほうがいいのか、そもそも県のチョウを定める意義とか、そういったことについてまず検討する必要があるだろうということがありまして、それを踏まえた上で、指定の方法はその次に検討していくものだと考えております。

**○崎山嗣幸委員** なぜかと言うと、陳情者にそう思わせてはいけないので—専門家としてシンポジウムをしたり、県民投票をかけて決めてきたと。決めてきたものを皆さんが受けとめて、妥当ですということで県が提案するという手法になると思うわけです。それで一生懸命、県民投票をかけて決めると。このチョウが県蝶だと言われたときに、皆さんがどうのこうのという話なのかと思って、多分、専門家が決めたものに対して異を唱えることは難しいと思いますので、今ごろから執行部がわからないと、各市町村が決めているものに対して県のチョウが必要なのか、あるいはどれがいいのかどうかを含めて一緒になって議論しないと、どうぞやってくださいと言って、決めてきてから皆さんは違いますとはいかないと思っていますが、いかがですか。

**○大浜浩志環境部長** 基本的には県民投票もしてということでございますので、尊重されるべきだとは思いますが。ただ、それが県のチョウとして本当に—はっきり言いますと、沖縄本島から与那国島まで全てこれが一つのものになるかというのが大事なことかと思っております。そういうことでございますので、身近なチョウをシンボルとするというのは非常に大事なことなので、この辺の県民のコンセンサスがどこまでとられるかということが我々は重要だと考えております。そういう状態であって、県議会も全部そういう状態であるということであれば、そういうときに我々は議会に提案をして、制定の日を決定していくという流れになると思えます。

**○崎山嗣幸委員** 私も詳しいわけではないのですが、部長としては生息数やオオゴマダラとかコノハチョウなど、沖縄の特徴的なチョウの考えはありますか。

**○大浜浩志環境部長** 今、市町村のチョウとされているものは非常にポピュラーで身近なチョウでございまして、これが県で一つにまとまるかというのは、我々としては専門家を含めて意見を聞いていきたいと思っております。

○**崎山嗣幸委員** 専門家の皆さんもそうですが、陳情が出されてくるときに、我々の議論の余地として、これがわからないと議論のしようがないではないですか。執行部が特徴や生息数などを言ってくれないと議論ができないのではないかと思ったので聞いているのです。この皆さん方が議論をしてシンポジウムをしてくるまでこの陳情の議論はなされない状態になるのですか。執行部はどういう見解を持っているのかと聞きたいのです。

○**謝名堂聡参事** 参考までに、これまでの選定の方法等について御説明いたします。先ほど申しましたように、県の花、木、鳥が指定されております。これについては、琉球政府時代の昭和40年ごろ、全国的に鳥や花のブームがありまして、それで全国で花、木、鳥については指定されております。沖縄県もそのときに指定をしているのですが、例えば、県木のリュウキュウマツと県鳥のノグチゲラについては琉球新報社が、県の花については沖縄タイムス社が、それぞれ制定の運動を行いまして、県民に公募をしたり、いろいろ意見を聞いて提案がされ、それを審議会で一鳥ですと鳥獣審議会、木、花については森林審議会最終的な意見をいただいて議会に提案をして、政府の告示に載せるということがなされてきております。今回も、琉球新報社が一緒になって取り組んでいるということでございますので、その中で県民の世論を喚起して、絞り込みがあった場合には我々も審議会等に諮りながら、一定程度のチョウを絞り込んで提案していくことになるかと思えます。

○**崎山嗣幸委員** その中で我々も議論に参画していくことになるかと理解していいですか。

○**大浜浩志環境部長** お知らせしていきたいと思っています。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。  
糸洲朝則委員。

○**糸洲朝則委員** 陳情第20号の3石垣市振興に関する陳情について、処理方針に平成29年2月に国立沖縄自然史博物館の設立を盛り込んだマスタープラン2017を公表しているということで、私はまだ見ていないのですが、概要だけでも教えていただけますか。

○**大浜浩志環境部長** 計画の概要、目的と実施内容、学術的な意義という形で

マスタープラン2017に入っております。その中で、敷地面積が10万平方メートル、施設的には第1研究棟、第2研究棟、第1標本棟、第2標本棟、展示棟—国立科学博物館で見たような展示棟、それから、教育管理棟、宿泊施設、駐車場、附帯施設、フィールドステーションとなっていて、全体で420億円、備品などに30億円、設立の総経費として453億円と見積もられております。運営費についても年間70億円ということが、マスタープラン2017の中に入っております。

○糸洲朝則委員 もう一回、敷地面積だけ教えてください。

○大浜浩志環境部長 10万平方メートル—10ヘクタールです。人数は約300名ほどの勤務職員で、研究部門100名、支援部門50名、教育普及部門50名、事務部門100名というプランになっております。

○糸洲朝則委員 皆さんの処理方針の中でも日本学術会議や国立科学博物館との連携で設立について確認しているわけですから、今、概要の説明を受けましたので、それに基づいて具体的な場所、あるいは展示施設やいろいろな施設そのものに具体的に言及していくと思います。ですから、まだ場所をどうのこうのという時期ではないと一概要を聞いても、場所を特定しているようなイメージは湧いてこないわけです。これはこれからの作業の中で大いに議論していただきたいと思います。我々、土木環境委員会で日本学術会議の皆さんと意見交換をしたときに、向こうから出たのは、日本学術会議としては構想や一つの考え方といったものは出せませんと。かと言って設立に向けた力があるわけでも、お金があるわけでもないということでした。この3者の中では県が実現に向けたエンジンにならざるを得ないと思います。国立科学博物館あたりとも連携をとりながら、国を動かしていくというところに焦点を絞っていかないと、これだけ莫大な、量だけを見ても大プロジェクトですから、今後の進め方が非常に大事ですし、興味を持たれるわけですが、今後、具体的に県はどのように取り組んでいかれるのですか。

○大浜浩志環境部長 先ほどマスタープラン2017を申し上げましたが、日本学術会議については提言を行うのが組織的な仕事でございまして、実施主体はまだ決まっていない状況でございます。我々としては、県の意思を統一して行わないといけないということもございましたので、沖縄21世紀ビジョンの後期の5年間の計画を立てることになっておりますが、今のところ、これに位置づけ

ております。2月定例会の知事の提案説明要旨の中でも誘致に努めていくという形で説明させていただきました。そういうこともきっかけにして、我々は推進していきたいと考えております。

**○糸洲朝則委員** 日本学術会議の最初の構想では、東京の国立科学博物館を中心にして東北地方か北海道か沖縄県と出しています。これは沖縄県に誘致したときの規模ということによろしいですか。

**○大浜浩志環境部長** これは国立沖縄自然史博物館の設立と書いておりますので、そのように理解していいかと思えます。

**○糸洲朝則委員** もう沖縄がついたのですか。

**○大浜浩志環境部長** つきました。マスタープラン2017の中では国立沖縄自然史博物館の設立という形になっております。

**○糸洲朝則委員** 場所云々というのは、まだ議論する時期ではないと思うので、処理方針の中にもないのですが、そういう議論はしていますか。

**○大浜浩志環境部長** 設立の場所につきましては、我々の中でもいろいろな意見は出ますが、その意見を集約するところまでは至っておりません。委員の皆様も視察で行かれたと思いますが、そういう説明を日本学術会議から受けましたので、今は実施先をきちんと決めていただくということに力を注ぎたいと考えております。

**○糸洲朝則委員** 東京での日本学術会議との意見交換の中で、2点だけ印象に残ったのは、規模的には、国立科学博物館も含めて、世界的な規模で考えるのであれば、例えばルーブル美術館とか大英博物館とか、そういう壮大な話も聞いたような覚えがありますが、この10万平方メートルという規模を考えただけでもそれ相当の規模になると思っております。もう一つは、O I S Tとの関連を言っていました。当然、そことの連携はどこにつくっても必要になってくると思いますが、幸いにO I S Tがある一逆にそれをてこにして考えてもいいかと思って聞いていたのですが、その辺の話も出ていますか。

**○大浜浩志環境部長** 日本学術会議、それから国立科学博物館の中ではそのよ

うな形も話し合われたと聞いております。

○糸洲朝則委員 これからいろいろな話し合いが出るし、構想も出されると思いますが、マスタープラン2017が出ましたので、これは今後の一つの示唆になると思います。委員に配っていただければありがたいのですが。

○大浜浩志環境部長 マスタープラン2017につきましては、後ほど提供します。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情平成28年第107号産業廃棄物最終処分場に関する陳情、同第115号産業廃棄物最終処分場に関する陳情について聞きます。今、ごみ山の処理はどれだけ残っていますか。

○松田了環境整備課長 概算ですが、約43万立方メートル残っております。

○嘉陽宗儀委員 あとどれぐらいで片づくのですか。

○松田了環境整備課長 現在の予定では平成33年1月末に処理を終了することを目途に作業を進めております。

○嘉陽宗儀委員 これは県が業者に指導をしてつくらせた計画ですか。

○松田了環境整備課長 事業者から新しい溶融炉の稼働後、8年でごみ山を処理するという申し出がありましたので、それをもとに平成33年1月末という期限が設定されております。

○嘉陽宗儀委員 この業者については、ここでもたびたび問題にしましたが、なかなか言うことを聞かない。そこで、ここまでこじれているのですが、今回は約束を守りそうですか。

○松田了環境整備課長 そのように指導を行ってまいりたいと考えております。



○嘉陽宗儀委員 指導は行くだらうと思いますが、この業者は指導してもなかなか聞かないので、ここまでもめています。ですから、特別な手だてをとる必要があるのではないですか。

○松田了環境整備課長 現在まで、安定型の処分場の廃棄物、約6万6000立方メートル、管理型の廃棄物、約1万2000立方メートル、合計約7万8000立方メートルの撤去が行われておりますので、引き続き管理型の処分場に積み上がっている廃棄物の処理を推進するよう指導してまいりたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方が指導するというので、これ以上は言いませんが、経過を見れば皆さん方が1回、2回指導して聞いてくれたわけではないので、刑事告発して、指導もきちんとしなさいと言って、皆さん方はそれなりにその業者を刑事告発もしましたがなかなか聞かない。皆さん方が指導をしたのは何回ぐらいありますか。

○松田了環境整備課長 概算ですが、平成22年度以降130回の監視指導と12回の行政処分を行っております。

○嘉陽宗儀委員 この指導回数は多いと思いますか。

○松田了環境整備課長 そのように思います。

○嘉陽宗儀委員 この業者はなかなか言うことを聞かないということを私はずっと言ってきたのですが、130回言ってもまだ聞きません。宮古島市でも産業廃棄物の問題で、古タイヤが何カ月も燃え続けたことがありました。そのときに、私は宮古島へ行って、保健所長にあなたは指導しないのかと言ったら、指導はしているが、指導をしても聞かないと。最終的にどうしましたか。あれも、言うことを聞かなかったということで刑事告訴をして、別件逮捕すると言って警察にも協力してもらって、不法投棄を片づけるということを行ったわけです。ですから、産業廃棄物の処理はそういう面でしたたかな人がいて、皆さん方の型どおりの指導、助言だけでは聞かないので、刑事告訴なども行って解決のために努力をしてきたのですが、今後はどうしますか。

○大浜浩志環境部長 先ほど言いましたとおり、平成24年11月に市と地元の3自治会も含めた7者で、新炉が稼働して8年以内には改善させるという約束事

がございます。我々としては、新炉によって1日200トンの処理能力があるということも含めて、継続して改善が見込まれるということで、今、改善指導を行っているわけでございます。許可の取り消しになるような重大な状況ではありませんが、新たなものはみ出てきたり、履行が難しい状況になれば、我々はより強い指導をしていく考えで対処していきたいと考えております。まずは8年以内の履行をしっかりとさせていくという形で考えております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方の努力は期待しておきます。向こうは地下水汚染の問題もありますが、皆さん方は調査していますか。

○松田了環境整備課長 県では、毎年2回、周辺地下水11カ所の調査を行っております。一番最近の事例では、平成28年11月29日に周辺の地下水を調査しております。この際、1カ所の地下水は水位が低くてとれなかったということで、10カ所の調査を行っております。その結果、複数の地点で地下水の環境基準を超える有害物質等が検出されております。

○嘉陽宗儀委員 どういう有害物質が検出されていますか。

○松田了環境整備課長 平成28年11月の調査地点10地点中、カドミウムが3地点、鉛が1地点、水銀が3地点、ヒ素が4地点、ベンゼンが1地点、フッ素が1地点、ホウ素が8地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点、地下水の環境基準を超過している状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 ヒ素などは、カレー殺人事件で使われたものですよね。猛毒であるにもかかわらず、皆さん方はさらっと言っている。県民がこの被害をこうむったら大変なことになります。そういう意味では、皆さん方自身が事の深刻さを十分受けとめて、どう解決するかということで臨まないといけないと思います。地下水汚染の対策としてバリア井戸を使っていますが、何カ所あるのですか。

○松田了環境整備課長 現在、4カ所の井戸から水をくみ上げております。

○嘉陽宗儀委員 くみ上げている量は幾らですか。

○松田了環境整備課長 井戸に水量をはかるメーターがございませんので、幾

らくみ上げているかについては把握できておりません。ただし、くみ上げた水については、既存の廃水処理施設で処理をしております、その処理施設の日処理量が30トンなので、くみ上げている量は日30トン未満であると考えております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方自身が根本的に解決するという熱意で取り組まない、バリア井戸からくみ上げた水がどう汚染されているかということも調べていないような状況ではまずいので、今後、これ以上は汚染させないという態度で臨んでほしいと思います。今、防水シートはどうなっていますか。

○松田了環境整備課長 基本的には雨水が浸透しないように、不透水性のシートが設置されております。

○嘉陽宗儀委員 基本的には皆さん方自身が本気になって解決するという決意をしないとだめだと思います。地域の自治会の皆さん方も大変です。子供たちはどうなるかとか、ヒ素を飲まされていたのではないかという心配まであります。しかも、天願川の上流まで地下浸透していっています。皆さん方は関係ないと言いますが、そういうことがあります。ですから、この問題が議会で問題になるようなことがないように、一大奮起して頑張ってもらえませんか。

○大浜浩志環境部長 うるま市のほうまでということはないと我々は認識しておりますが、周辺の井戸等からも環境基準を超えるものが出ております。今、バリア井戸で対策をとっておりますが、抜本的な対策にはつながっていないところもございますので、専門家の意見もしっかり聞いていこうかと思っております。議会のたびにこの問題を答弁するのが一番苦しいところがございます。私も県庁に入って若いころから廃棄物行政をさせていただきまして、この問題がずっと残っているということは認識しておりますので、近い将来、我々で処理できるようきちんと対策を講じていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
具志堅透委員。

○具志堅透委員 陳情平成28年第59号「名護市一般廃棄物最終処分場の不適正なる維持管理」に関する陳情の件ですが、下線のところを見ますと、これらについて名護市は以下の改善措置をしておりますと。①、②、③がありまして、

それを県は、平成29年1月24日に名護市職員立ち会いのもと適正に改善されていることを確認をいたしましたということですが、それでよろしいですか。特に①は今後の問題も出てくるだろうと思いますが、どの部分で適正な改善と判断したのですか。

○松田了環境整備課長 県は、平成29年1月24日に3点確認しております。1番目、廃家電は業者委託等により全て適正に処理したとのことで、処分場内には廃家電等はありませんでした。2番目、乾電池は展開検査にて電池使用機器から抜き取るなどの措置を行いまして、手作業により混入防止が図られていると。さらに、展開検査についてはコンクリートブロックの上で行い、最終処分場には埋まらないような形にしていると。3番目、遮水シートにつきましては、破れている箇所を含めて一括してシート全体を設置し、平成28年10月31日に工事が完了したということ、平成29年1月24日には補修がきちんとされていることを確認しております。

○具志堅透委員 2点目に、各市町村の管理状況を調査したということですが、その調査の結果、指導に値するようなことがあったのか、それとも、それぞれ適正に管理運営がされていたのか、その辺の説明を願えますか。

○松田了環境整備課長 これは法令に基づく維持管理基準、施設基準等がございまして、項目が数十箇所にとんでおります。これらのうち、一部については基準に適合するような運用が行われていないという報告がなされているものもございまして、4月以降、処分場を県の担当者が調査をしまして、不適正な箇所があれば個別に指導するというところを実施してまいりたいと考えております。

○具志堅透委員 御苦労さまでした。地元の方は非常に心配して、一時、大変な状況だったのですが、そこまで改善されているということなので、今後とも一処理概要の①には、施設の状態、受託業者の管理状況等を把握し、今後も適正な指導云々ということがございますので、今後も名護市に限らず全処分場の維持管理に関しては、定期的な監視体制といいますか、一声かけるだけでもよくなると思いますので、そういったことも行いながら、しっかりした管理を行っていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第9号アスファルト舗装版の切断汚濁水（汚泥）及び粉体（粉じん）の適正処理に関する陳情について、先ほど土木建築部にも聞かせていただきましたが、確認をさせてください。陳情者がいっている要旨を読むと、土木建築部が排水基準を超えるという認識をしたということですが、それを環境部は承知しながら頑として受け付けないという記述になっていますが、実際はどのようなのですか。

○松田了環境整備課長 排水基準につきましては、水質汚濁防止法に基づく基準でございます。排水基準が適用される排出元につきましては、工場等の固定された事業所が対象になります。それに対しまして、アスファルト切断汚濁水につきましては一般法である廃棄物処理法が適用されますので、判断の基準としましては廃棄物処理法に基づく分析で行うことが適切であると考えております。

○翁長政俊委員 記の部分で、沖縄県は無機建設汚泥と油分を含む汚泥について環境省とは違う判断をしているということになっているのですが、実際にそうなのですか。

○松田了環境整備課長 環境省の通知につきましては、ポイントとして3点ございます。1点目、5%以上の油分を含む汚泥については、廃油と汚泥の混合物として取り扱うこと。2点目、それ以下については、影響がある場合は廃油を含む汚泥として取り扱うこと。3点目、影響がない場合については汚泥として取り扱うこととなっております。今回、我々としましては油分の含有量が0.24%ということで、一般的な汚泥として取り扱うことが適当であろうと考えているところでございます。

○翁長政俊委員 この調査は何回ぐらい行ったのですか。1度の調査での結果ですか。

○松田了環境整備課長 環境整備課で1回実施しております。

○翁長政俊委員 普通、環境基準の問題については、廃棄物処理法ではそうでしょうが、知見の深度を上げていくという意味においても、幾つかの事例をも

って検査をする方法をとるべきだろうと思いますし、1事例をとって、そこではかったから基準値以下なんだという認識のあり方はどうかと思います。本来であれば、試験的に幾つかサンプルをとる中で、時間的な問題も箇所も含めて、そういう形式に立つべきだと思いますが、実際はどのようなのですか。

**○松田了環境整備課長** この取り扱いにつきまして、ことしに入って全国の114都道府県政令市に対して、取り扱いがどのような状況になっているかということで私どもから意見照会をしております。その結果、98道府県政令市から回答があり、98自治体中62自治体、約63%がいわゆる汚泥として取り扱っているということです。それから、油分を含む汚泥として取り扱っている団体が98自治体中2自治体となっておりまして、2自治体中の1自治体については油分を含む汚泥として取り扱っているが、処分方法については一般の汚泥と同様の取り扱いをしているという回答がございました。そういったことも含めて、現時点では無機建設汚泥と判断しているところでございます。

**○翁長政俊委員** あなた方がどういう知見で取り扱っているのかと聞いているのに、他府県の事例を持ってきてしゃべったところで、あなた方がどういう判断をしたのかがわからないから聞いているのです。

**○大浜浩志環境部長** 今の検査は土木建築部が行っております。委員からも御指摘のように、複数回行う必要もあるのでないかということもございますので、土木建築部と協力しながら検討していきたいと思っています。ランダムに監視指導も強めながら、実施も含めて土木建築部とは検討していきたいと思いますが、先ほど申しましたとおり、土木建築部が検査した結果では廃棄物処理法に基づく環境基準はクリアしているという状況を確認したということでございます。

**○翁長政俊委員** これは環境部が主体的に行ったわけではないのですか。

**○松田了環境整備課長** 土木建築部が主たる調査を行っておりまして、一部について環境部で実施しております。具体的には、粉体の調査については環境部が、それ以外の調査については土木建築部が行っております。

**○翁長政俊委員** 粉じんと汚泥という2つの問題があって、土木建築部は粉じんについては、飛散防止を含めて業者を指導していると。ただ、指導が十分で

なくて、もっときちんと指導しますというのが先ほどの答弁だったと理解しております。土木建築部は特記仕様書の中に書いて、しっかり周知徹底を図っていると。しかし、これが十分ではなかったと。ですから、これを十分にさせるために、今後、関係部局、関係者とも意見交換をし、方向を協議していきたいという答弁だったのです。それはどういうことかと言うと、こういう指導を行ったところが、最終的に環境部の判断によって汚染があるかないか、そして、この処理方法について一これは2つあるのです。汚染の問題と処理の問題があって、処理の問題については、油分を含むとか含まないという割り振りでやっているのですが、処理方針によると、粉じんについても汚泥についても、基準値以下なので安定型最終処分場で十分だという認識だと。これに陳情者は全く違うという認識を示しているわけです。この違いは何なのですか。

**○松田了環境整備課長** 廃棄物処理法に基づきまして、安定型あるいは管理型で処分できる廃棄物の種類と有害物質の量等について決められております。我々は、この廃棄物処理法に基づいた分析方法で分析を行った結果、有害物質の溶出等が確認されなかったことから、粉体については安定型最終処分場で処分が可能だと判断しているところでございます。なお、有害物質の溶出があれば、管理型、安定型では処分できず、遮断型というもう一つの処分場での処理が必要となってまいります。

**○翁長政俊委員** 国は事務連絡を行っているわけです。多分、この中にアスファルトの粉じんや汚泥については有害物質を含んでいるので、しっかりと指導しなさいということになっていると思います。チェックしていないので読む分でしかわかりませんが、そうなっているはずですよ。土木建築部はそれを受けて、業者や関係者に、特に処分を行う処理業者に対しては、情報としてしっかりと伝達するということを行っているわけです。それによって管理型最終処分場に持っていくのか、安定型最終処分場に持っていくのかという議論になるだろうと。この分かれ目が皆さん方の判断なので、土木建築部とどういう調整をして、今後、どうしようと考えているのか、そこを教えてください。

**○大浜浩志環境部長** 管理型最終処分場と安定型最終処分場がございまして、安定型最終処分場については、安定型5品目としてコンクリートくずやアスファルトくずなど、地下水に問題がないようなものを安定型で埋めていて、遮水シートなどは基準にないということがございます。管理型最終処分場については、地下水等へ影響が出る、また、腐敗する等があるので、遮水をして水が漏

れないようなものを埋め立てなさいということになっております。アスファルトにつきましては、アスファルトくずから出てくる粉体でございますので、我々としては安定型処分場で処分できると考えております。当然これを検査して有害物質が出てくるのであれば安定型最終処分場では処理できませんが、土木建築部で検査した結果、基準を満たしているので安定型最終処分場でいいという形になっています。これまでは排出事業者一施工業者なりが行う場合、土木建築部が検査した結果を処理業者などに見せる形にしなければならず、特記仕様書の中に書いている状況でございます。ただ、それがきちんとされているかどうかについては確認が必要かと思っております。油分を含むものについては地下水を汚染しますので、何であろうが管理型最終処分場で処分しなければならず、これは変わりませんので、そのような形で我々は指導しているところでございます。

○翁長政俊委員 埼玉県越谷市との違いは何ですか。

○松田了環境整備課長 埼玉県越谷市の状況については詳細な確認をしておりませんので、今後、確認したいと思っております。

○翁長政俊委員 処理方針では全国の自治体に照会して98の自治体から回答がありました。埼玉県及び埼玉県越谷市の2自治体は、処理の仕方について油分を含む汚泥として取り扱っておりますと書いてあるのに、その違いがわからなくて、資料がないというのでは話にならないではないですか。

○松田了環境整備課長 油分を含む汚泥と油分を含まない汚泥の処理方法の違いは1点だけでございます。油分を含む汚泥と油分を含まない汚泥、両方とも最終処分場は管理型になっておりますが、油分を含む場合は事前に焼却をするか、熱分解施設で熱分解をするという工程が必要になってまいります。ですから、埼玉県越谷市についてそのような処理を指導しているかどうかについては、今後、確認したいと思っております。

○翁長政俊委員 62自治体が無機性汚泥として扱っているが、2自治体は油分を含む汚泥として扱っていると。埼玉県については油分を含む汚泥として扱ってはいるが、安定型処分場でいいということを行っているわけです。埼玉県越谷市はそうではない対応をしているので、その違いは何なのかと聞いているのに、埼玉県越谷市が行っている知見が出てこないことには、私たちは理解でき



ないではないですか。埼玉県越谷市がなぜそうなっているのかを聞いているのです。

**○松田了環境整備課長** 汚泥につきましては、62自治体全てにおいて管理型最終処分場での処分が必要だと。最終的に埋め立てるところは安定型最終処分場にはなっておりません。汚泥につきましては、全て管理型最終処分場で埋めています。その前に、油分を含む汚泥については焼却をするか、熱分解施設で加熱をして油を燃やす措置が必要だということで、埼玉県については、油分を含む汚泥として取り扱っていてもそれは求めていないと。ただ、埼玉県越谷市については、そのような処理を求めているかどうかまで確認しておりませんので、今後、確認したいと思います。

**○翁長政俊委員** あなたが言っていることは書いてあるので理解しているのですが、埼玉県越谷市がどういう判断でそうなっているのかということを知りたいので、情報が欲しいと言っているのですが、ないと言うので仕方ないです。陳情者が記の1、2、3にあるように、これは人体に影響があり、さらには処分の仕方についても管理型最終処分場を含めてきちんとした処理をしないといろいろと環境上の問題が起きるという指摘をもとにこういう陳情が出てきているはずなのですが、それを皆さん方が全部打ち消しているわけです。そうでないならなりの県の判断基準のようなものをしっかり出してくれないことには、私たちもわからないし、仮に陳情者に私たちが何かを返すという話になると、それすらできないという話なのです。ですから、そこはもう少し精査をしてわかるような説明を請います。

**○新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

**○仲村未央委員** 引き続き、陳情第9号アスファルト舗装版の切断汚濁水（汚泥）及び粉体（粉じん）の適正処理に関する陳情についてですが、そもそも県の発注する公共工事で、アスファルトの切断に伴う作業の中で適正な処理がされていないということは、環境部としては把握していたのですか。把握しているのであれば、その把握状況についてお尋ねいたします。

**○松田了環境整備課長** いつの時点からこういう状況を把握していたかについては記録が残っておりませんが、アスファルトの濁水の垂れ流しをやめるよう

にという指導については、平成24年度以降、事業者を保健所に呼んで指導を実施したということが記録に残っております。

○仲村未央委員 昨年の土木建築部と陳情者とのやりとりの中でも、公共水域に接続する側溝に排水したということを土木建築部としては確認したということですが、その事実は環境部も把握しているのですか。

○松田了環境整備課長 土木建築部を通じて、あるいは一般の方々等から保健所等に連絡がございまして、保健所が現場で状況を確認するということが、平成24年度以降、記録として残っております。

○仲村未央委員 その不適切な処理は何件あったのですか。

○松田了環境整備課長 手元にある資料では、保健所に呼び出すなどして指導を行った件数は、平成24年度13件、平成25年度11件、平成26年度8件、平成27年度5件、平成28年9月末現在5件ということで、計42件の指導を行っております。

○仲村未央委員 こんな不適切な処理が続いている中で、水的なものは管理型最終処分場で、粉体は安定型最終処分場ということが適切だということを皆さんは先ほどからおっしゃっていますが、実際には排水溝に流してしまうような作業現場の状態の中で、どのように粉じんは安定型最終処分場、水は管理型最終処分場にとということにつながるのか。そこがわからないのです。

○松田了環境整備課長 アスファルトの切断方法につきましては、湿式と乾式がございまして、湿式は切るときに水をかけながらカッターの温度を余り上げないような方法でございまして、この方法では濁水が発生します。それとは別に、水をかけずに乾いたまま行う場合は粉じん等が発生しますので、カッターの方法に基づいて濁水なのか粉じんなのかということを一般的には判断しております。

○仲村未央委員 排水溝に垂れ流していたというのは、全て湿式なのですか。

○松田了環境整備課長 私の手元にある記録には湿式か乾式かは記載されておりませんが、一般的には湿式かと思えます。

○仲村未央委員 いずれにしても、これだけ公共事業をめぐって不適切な処理が何十件と出てくるような状態を環境部として見過ごしている場合ではないと思いますし、しかも、湿式で排水溝に流すとなると大変なことにつながっていきます。その辺の土木建築部との調整や厳しい対処についてはもっと踏み込んで行っていいと思いますが、いかがですか。

○大浜浩志環境部長 土木建築部でもきちんと施工されていないということが確認されているようでございますし、我々の中でも、平成24年度から42件ほど、直接、保健所に呼んで指導を行っている事実がございますので、そういった事実も踏まえて、土木建築部と各出先も含めて、指導がきちんと行き届くような対策を講じるためにいろいろと調整をしていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議案及び陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情の採決を行います。

まず、乙第11号議案沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び乙第12号議案沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例の2件

を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案及び乙第12号議案の条例議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第15号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第16号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第17号議案財産の取得について、乙第18号議案財産の取得について、乙第22号議案訴えの提起について、乙第24号議案県道の路線の認定及び廃止について、乙第25号議案公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について及び乙第26号議案流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更についての8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案8件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

乙第15号議案から乙第18号議案まで、乙第22号議案及び乙第24号議案から乙第26号議案までの議決議案8件は、可決されました。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情33件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情第21号「(仮称)竹富町コンドイビーチリゾート事業計画」の開発行為許可の取り下げを求める陳情に係る参考人招致についてを議題に追加するか協議を行った結果、意見の一致を見なかった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼